

関税率表解説改正

新	旧
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (b) (省 略) <u>(c) 第84.86項の機械類及び器具</u> <u>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (90類)</u> <u>(e) 第94類の電気加熱式家具</u> 2 (省 略) 3 第85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (重量を問わない) (b) (省 略) 4 <u>第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>(a) 「不揮発性半導体記憶装置」 (例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」) は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基盤上に集積回路の形で搭載している 1 以上のフラッシュメモリー (例えば、FLASH E²PROM) を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子 (例えば、コンデンサー、抵抗器) を取り付けたものを含む。</u> <u>(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路 (マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー (RAM) 又はリードオンリーメモリー (ROM)) を 1 個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。</u> 5 (省 略) 6 <u>第85.36項において、「光ファイバー (束にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能 (例えば、信号の増幅、再生又は変調) を有しない。</u> 7 <u>第85.37項には、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない (第85.43項参照)。</u> 8 (省 略)	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (b) (省 略) (新 規) (新 規) <u>(c) 第94類の電気加熱式家具</u> 2 (省 略) 3 第85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) <u>真空式掃除機 (ドライアンドウェット式のものを含む。)</u>、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機 (重量を問わない。) (b) (省 略) (新 規) 4 (省 略) (新 規) (新 規) 5 (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
<u>(a) (省 略)</u> <u>(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。</u> <u>(i) モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム－砒（ひ）素、シリコン－ゲルマニウム、インジウム－りん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）</u> <u>(ii) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを、相互接続子又は接続ケーブルによって、実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。</u> <u>(iii) マルチチップ集積回路（2以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分な状態に組み合わされた回路。絶縁基板が1以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動または受動回路素子を含まない。）</u> この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、<u>第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</u> (削 除) 9 (省 略) 号注 1 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行きの寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。 (削 除) 総 説	<u>(A) (省 略)</u> <u>(B) 「集積回路及び超小型組立」とは、次の物品をいう。</u> <u>(a) モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）</u> <u>(b) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを、実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。</u> <u>(c) 超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）</u> この注5の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。 6 <u>第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。</u> <u>この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。</u> 7 (省 略) 号注 1 <u>第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行きの寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</u> 2 <u>第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサ）を1個埋め込んだもの（磁気ストライプを有するか否かを問わない。）をいう。</u> 総 説

関税率表解説改正

新	旧
(A) 類の範囲及び構成 (省 略) この類には、次の物品を含む。 (1) ～ (4) (省 略) (5) 録音用その他これに類する記録用の媒体（映像の記録用の媒体を含むが、37類の 写真用又は映画用のフィルムを含まない。）（<u>85.23</u>） (6) ～ (7) (省 略) (省 略) <u>85.23項のものとみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール</u> (例えば、S I M M s (Single In-line Memory Modules) 及びD I M M s (Dual In- line Memory Modules)) は、16部注2の規定に基づき、次によりその所属を決定する。 (省 略) (削 除) <u>(B) 部分品</u> (省 略)	(A) 類の範囲及び構成 (省 略) この類には、次の物品を含む。 (1) ～ (4) (省 略) (5) 録音用その他これに類する記録用の媒体（映像の記録用の媒体を含むが、37 類の 写真用又は映画用のフィルムを含まない。）（<u>85.23 及び85.24</u>） (6) ～ (7) (省 略) (省 略) <u>85類注5（B）（c）に規定する個別の部品から構成されないメモリーモジュール（</u> 例えば、S I M M s (Single In-line Memory Modules) 及びD I M M s (Dual In-line Memory Modules)) は、85.42項の超小形組立又はマイクロモジュールとみなされないこ とに留意しなければならない。これらのモジュールは個別の機能を有していないことか ら、16部注2の規定に基づき、次によりその所属を決定する。 (省 略) <u>(B) 媒体（使用する機器とともに提示する場合に限る。）</u> <u>(類 注 6)</u> <u>第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用す</u> <u>る機器とともに提示するとき、換言すれば、媒体とともに提示される機器に挿入又はイ</u> <u>ンストールされることが可能である場合には、当該各項に属する（例えば、ビデオテー</u> <u>プレコーダーとともに提示するビデオカセット）。ただし、この注は、当該媒体がこれ</u> <u>らの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない（例えば、</u> <u>子供用の算数の教材で、教育用ビデオカセット、教育用ワークブック及び小型の電卓か</u> <u>らなるもの並びに手の平サイズの電子手帳（palm-size organizer）との通信を可能にす</u> <u>るため、自動データ処理機械にインストールするソフトウェアを有する媒体で、電子手</u> <u>帳及び受台（クレードル）とともに提示されるもの）。当該媒体がこれらの物品を使用</u> <u>する機器以外の物品とともに提示されるときは、次の所属決定の原則が適用される。</u> <u>(1) 当該媒体とその他の物品が通則3（b）の小売用のセットを成している場合、そ</u> <u>の通則を適用してそのセットを分類する。</u> <u>(2) 当該媒体とその他の物品が通則3（b）の小売用のセットを成していない場合、</u> <u>各々の物品が属する項に別々に分類する。</u> <u>(C) 部分品</u> (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
85.05 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省 略) (削 除) (省 略) (省 略)	85.05 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省 略) <u>8505.30—電磁式のリフティングヘッド</u> (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
85.08 真空式掃除機 ―電動装置を自蔵するもの 8508.11―出力が1500ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20リットル以下のもの）を有するものに限る。） 8508.19―その他のもの 8508.60―その他のもの 8508.70―部分品 85類注1（d）の規定に従うことを条件として、この項には手で持って扱える大きさであるかを問わず、ドライアンドウェット式の真空式掃除機の全てを含むものとする（回転式のブラシ、じゅうたんからほこりなどをたたき出す装置、多機能性の吸引ヘッドなどの付属機能を有するか否かを問わない）。 真空式掃除機とは、ほこり等の吸引及び吸引した空気をろ過する二つの機能を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこり等は内蔵又は外付けの集塵袋あるいは他の容器に集められる。一方、吸引されろ過された空気は電動機の冷却にも用いられる。 この項からは、ホテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は除く（84.51項）。この項にはまた医療用、外科用、医科用又は獣医用の目的に使用される真空式機器を含まない（90類）。 この項の機器とともに提示する装置 この項の真空式掃除機は、ブラシがけ、つやだし、殺虫剤散布用等に用いる補助的な装置（附属品）又は交換可能な部品（じゅうたんの清掃用の装置、回転ブラシ、多機能性の吸引ヘッド等）とともに提示されることがある。このような機器の場合、部分品及び附属品が機器とともに提示され、かつ、その種類及び数量が、通常、これらの機器とともに使用する程度のものである場合限り、これらは一括してこの項に属する。これらの部分品及び附属品が単独で提示された場合には、これらの特性により分類するものとする。 部 分 品 部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）に従うことを条件として、この項の機器の部分品は、この項に属する。	（新 規）

関税率表解説改正

新	旧
85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項に属する真空式掃除機を除く。） (削 除) (削 除) (削 除) (省 略) この項の機器には、次の二つのグループがある（この類の注3参照）。 (A) 重量は問わないが、その種類が限定されているもの このグループは、次の物品のみから成る。 (削 除) (1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略) (B) (省 略) (省 略)	85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） <u>8509.10－真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）</u> <u>8509.20－床磨き機</u> <u>8509.30－台所用ディスポージャー</u> (省 略) この項の機器には、次の二つのグループがある（この類の注3参照）。 (A) 重量は問わないが、その種類が限定されているもの このグループは、次の物品のみから成る。 <u>(1) 真空式掃除機（回転ブラシ又はじゅうたんをたたく装置を有するものを含む。）</u>：これらは、二つの機能（ほこりの吸引及び流れる空気のろ過）を持つものである。吸引は、高速度で回転する電動機の軸の上に直接取り付けられたタービンによって生ずるものである。ほこりは内部又は外部の集塵袋に集められる。一方、吸引される過された空気は電動機の冷却にも用いられる。 <u>このグループは、乾燥した物質及び湿気のある物質の吸引のために設計された掃除機を含む。</u> <u>(2) (省 略)</u> <u>(3) (省 略)</u> <u>(4) (省 略)</u> (B) (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
85.14 工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。） （省 略） （Ⅰ）工業用又は理化学用の電気炉 （省 略） この項の炉には、とりわけ、次の炉を含む。 （１）～（５） （省 略） （削 除） （省 略） （Ⅱ） （省 略） （省 略） ただし、この項には次の物品を含まない。 （a） （省 略） <u>（b）半導体ウエハー又はフラットパネルディスプレイの製造用の電気炉（84.86）</u> <u>（c）電熱用抵抗体（85.16又は85.45）</u> <u>（d）黒鉛製その他の炭素製の電極（金属を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.45）</u>	85.14 工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。） （省 略） （Ⅰ）工業用又は理化学用の電気炉 （省 略） この項の炉には、とりわけ、次の炉を含む。 （１）～（５） （省 略） <u>（６）半導体ウエハー製造用の炉</u> （省 略） （Ⅱ） （省 略） （省 略） ただし、この項には次の物品を含まない。 （a） （省 略） （新 規） <u>（b）電熱用抵抗体（85.16又は85.45）</u> <u>（c）黒鉛製その他の炭素製の電極（金属を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.45）</u>

関税率表解説改正

新	旧
85.15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）。レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹き付け用電気機器 （省 略） （Ⅰ）はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器 （省 略） この項には次の物品は含まない。 （a）～（d） （省 略） （e）専ら又は主として半導体の組み立てに使用するはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（84.86） （Ⅱ） （省 略） （省 略）	85.15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）。レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹き付け用電気機器 （省 略） （Ⅰ）はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器 （省 略） この項には次の物品は含まない。 （a）～（d） （省 略） （新 規） （Ⅱ） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.17 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN）用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） ―電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。） （省 略） 8517.12―携帯回線網用その他の無線回線網用の電話 8517.18―その他のもの （削 除） （削 除） （削 除） （削 除） （削 除） （削 除） ―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限り、有線又は無線回線網（例えばローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN）用の通信機器を含む。） ） 8517.61―基地局 8517.62―音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機器（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。） 8517.69―その他のもの （削 除） 8517.70―部分品 この項には、会話又は他の音声、画像その他のデータを2地点の間で、有線通信媒体の中を流れる電流又は光波の変化又は無線回線網の中を流れる電磁波により送受信するための機器を含む。信号は、アナログ形式又はデジタル形式である。回線網は相互連絡しているものもあり、有線電話、有線電信、無線電話、無線電信、ローカルエリアネットワーク（LAN）、ワイドエリアネットワーク（WAN）を含む。	85.17 有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受信器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン ―電話機及びビデオホン （省 略） （新 規） （新 規） 8517.19―その他のもの ―ファクシミリ及びテレプリンター 8517.21―ファクシミリ 8517.22―テレプリンター 8517.30―電話用又は電信用の交換機 8517.50―その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器 （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） 8517.80―その他の機器 8517.90―部分品 「有線電話用又は有線電信用の電気機器」とは、有線通信媒体の中を流れる電流又は光波の変化により、2点間の会話その他の音声（電話）又は文字、画像その他のデータを表すコード（電信）を伝達するための機器をいう。有線通信媒体は、通常、金属製若しくは誘電体製回路（銅、光ファイバー、複合ケーブル等）又はこれらを複合したものであり、送信局を受信局に結合している（直接であるか間接であるかを問わない。）。通信は、アナログ形式又はデジタル形式である。 この項には、この目的のために設計したすべての電気機器（搬送波回線システム又はデジタル回線システムに使用する特殊機器を含む。）を含む。

関税率表解説改正

新	旧
(I) 電話用の機器（<u>携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。</u>） これには、次の物品を含む。 (A) <u>有線電話機</u> <u>有線電話機とは、音声を信号に変換し他の装置に送信し、受信した信号を音声に変換する通信装置のことをいい、次のものからなる。</u> (1) ～ (6) （省 略） (省 略) (削 除) この項は、次のものを含む、全ての種類の電話機を含む。 (i) コードレス電話機：これは、ダイヤルセクターを備えた電池式無線トランシーバーハンドセット、スイッチングキー及び電話回線に接続される無線トランシーバーベースユニットから成る。コードレス電話機の中には、ハンドセットは有しないが、電池式無線トランシーバー、ダイヤルセクター及びスイッチングキーが一体となった可搬式のものに接続される、ヘッドホンとマイクロホンが一体となったものから成るものがある。 (ii) （省 略） (B) <u>携帯回線網用その他の無線回線網用の電話機</u> <u>このグループは、全ての無線回線網用の電話機を含む。これらの電話機は、例えば、基地局や衛星により、受信後に再送信される無線通信電波を受信し又は発信する。</u> <u>これらには次のものを含む。</u> (1) <u>携帯電話又は移動電話</u> (2) <u>衛星電話</u> (削 除)	(I) 電話用の機器 これには、次の物品を含む。 (A) <u>電話機</u> <u>回路網中の他の装置と送受信するためのセットで次のものからなる。</u> (1) ～ (6) （省 略） (省 略) <u>電話機は種々の方法で取り付けられている。通常、電話機は、壁に取り付けるように又は可搬式のものではテーブル等に置けるように設計されている。しかし、特殊なタイプのもの（例えば、野戦用の電話機、一部分が壁の中に固定するよう設計された建物用の「parlophone」、硬貨又は磁気カードにより作動する公衆電話機及び坑内で使用する密閉式電話機）もある。</u> 。 この項は、次のものを含む、全ての種類の電話機を含む。 (i) コードレス電話機：これは、ダイヤルセクターを備えた電池式無線トランシーバーハンドセット、スイッチングキー及び電話回線に接続される無線トランシーバーベースユニットから成る。コードレス電話機の中には、ハンドセットは有しないが、電池式無線トランシーバー、ダイヤルセクター及びスイッチングキーが一体となった可搬式のものに接続される、ヘッドホンとマイクロホンが一体となったものから成るものがある。<u>これらは、ベースユニットと共に提示される場合に限り、この項に属する。</u> (ii) （省 略） (B) <u>玄関通話装置</u> <u>この装置は、通常、電話機のハンドセット及びキー操作パネル、又は拡声器、マイクロホン及びキーから成る。この装置は、通常、多数の入居者の居住する建物の入口に据え付けられている。この装置により、訪問者は適切なキーを押すことにより特定の居住者を呼び、通話することができる。</u> 。 (C) <u>ビデオホン</u> <u>建物用のビデオホンは、主として、有線電話用の電話機、テレビジョンカメラ及びテレビジョン受像機（有線による通信）から成る。</u> <u>携帯電話又は移動電話（自動車電話を含む。）は、85.25項に属する。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>（Ⅱ）その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）</u> <u>（A）基地局</u> 基地局のうち最も一般的なタイプのものは、携帯電話間や他の有線又は無線回線網へ電波を送受信する無線回線網に用いるものである。各基地局は、地理的空間（セル）をカバーしている。使用者が電話を使用しながら一つのセルから別のセルに移動する場合、かけている電話は中断することなく自動的に一つのセルから別のセルに切り換わる。 <u>（B）玄関通話装置</u> この装置は、通常、電話機のハンドセット及びキー操作パネル又は拡声器、マイクロホン及びキーから成る。この装置は、通常、多数の入居者の居住する建物の入口に据え付けられている。この装置により、訪問者は適切なキーを押すことにより特定の居住者を呼び出し通話することができる。 <u>（C）ビデオホン</u> 建物用のビデオホンは、主として、有線電話用の電話機、テレビジョンカメラ及びテレビジョン受像機（有線による通信）から成る。 <u>（D）84.43項のファクシミリを除く電信通信用の機器</u> これらは、主として、文字、画像その他のデータを特定の電氣的インパルスに変換して送信し、受信端末では、このインパルスを受信して、これらを文字、画像その他のデータを表す決められた記号や表示に変換する、又は文字、画像その他のデータそのものに変換するよう設計されている。 例は次のとおりである。 <u>（1）通信文送信用の機器：ダイヤル式送信機又はキーボード式送信機及び自動送信機等（例えば、テレプリンター及びテレタイプライター送信機）</u> <u>（2）通信文受信用の機器（例えば、テレタイプライター受信機）：受信機及び送信機が一つの送受信機として組みこまれているものもある。</u> <u>（3）写真電送機器：この機器とともに使用される写真用の補助装置（例え</u>	<u>（Ⅱ）電信用の機器</u> <u>これは、主として、文字、画像その他のデータを特定の電気インパルスに変換して送信し、受信端末では、このインパルスを受信して、これらを文字、画像その他のデータを表す決められた記号や表示に変換する、又は文字、画像その他のデータそのものに変換するよう設計されている。</u> <u>最も重要な型式のものには、次の物品がある。</u> <u>（A）通信文送信用の機器：例えば、次のような物品がある。</u> <u>（1）ダイヤル式送信機又はキーボード式送信機（テレタイプライター送信機）：この機器においては、通信文を表す信号の組合せが、ダイヤル又はキーボードにおける一組のキー（各キーは文字に相当する。）を打つことにより送信される。ある種の機器では、キーボードがタイプライターの鍵（けん）盤に類似している。このグループには、Breguet、Hughes、Baudot 等の送信機及び非自動式のテレプリンター送信機又はテレタイプライター送信機を含む。</u> <u>（2）自動送信機（例えば、ホイートストン高速送信機及び自動式のテレプリンター又はテレタイプライター送信機）：この機器は、送信用の文章をあらかじめせん孔した紙テープによって、自動的に作動するものである。</u> <u>（B）受信機：例えば、受信したメッセージを、通常の文字でテープ又はページに直接印刷するプリンター型受信機。これには、テレプリンター受信機又はテレタイプライター受信機を含む。受信機器及び送信機器は、1つの送受信機の中に結合されている場合がある。これらは、マイクロプロセッサ及びメモリーその他の記録機能を有していてもよい（例えば、電子バッファー、紙テープパンチャー／リーダー及び磁気テープ又は磁気ディスク記録再生機）。送受信機が結合したものは、多くの場合、デジタル回線経由でメッセージを送受信するため、又は電話回線経由で送信するためのモデムを備えている（例えば、聴覚に障害を持つ人が使用するテレタイプライター送受信機）。「再送信機」と呼ばれるある種の複合機器においては、ある回線から受信された信号が、オペレーターの操作を介さずに他の回線に再送信される。</u> <u>（C）写真電送機器</u> <u>この種の送信機では、送信しようとする文章又は画像を走査する特殊な装置を作動させることにより電気信号が発生する。受信機では、送信機から発された電気信号により制御された光のビームにより、画像が写される。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>ば現像装置）は、90類に属する。</u> <u>（E）電話用又は電信用交換機器</u> <u>（1）自動交換機</u> <u>これらは、多くの種類がある。交換システムの特徴は、コード化された信号に応じて、使用者間を自動的に接続することである。自動交換機は、電子的方法で使用者を接続するためにマイクロプロセッサーを使用した回路切り換え、メッセージ切り換え又はパケット切り換えの手段により作動する。多くの自動交換機は、アナログーデジタル変換機、デジタルーアナログ変換機、データ圧縮／解凍装置（コーデックス）、モデム、マルチプレクサー、自動データ処理機械及びその他の装置（アナログ信号及びデジタル信号を同時に回線に送信できるようにするもので、これにより、会話その他の音声、文字、画像その他のデータを統合して送信できる。）から成る。</u> <u>自動交換機の中には、主として、呼出側から受信したインパルスに対応した回線を選択し、接続する切換機から成るものがある。これらは、呼出側からのインパルスを直接受けて自動的に作動するもの又はディレクターのような補助的な装置を経由して自動的に作動するものがある。</u> <u>他の種類のセレクトター（プリセレクトター、中間セレクトター、最終セレクトター）及びディレクター（使用される場合）は、しばしば、一連又は一群の同種のシャーシに組み立てられ、金属製ラックの交換機に組み込まれる。しかし、特に、小型のものにおいては、自動交換機を自蔵する形で、一つのラックに全ての装置が搭載される場合がある。</u> <u>自動交換機は、また、短縮ダイヤル、保留、転送電話、電話会議、ボイスメール等の設備を有していることもある。これらの設備は、電話回線を通じて、使用者の電話機からアクセスされる。</u> <u>これらは、構内回線（公衆回線に接続されている構内交換機（P B X））を利用して、）用又は公衆回線用として使用される。自動交換機は、また、交換手による中継又はサービスが必要な時のために、電話機に似た操作卓を有していることがある。</u> <u>（2）非自動交換機及び交換局</u> <u>これらは、各種の手動の切換機を搭載したフレームから成る。これらは、交換機が受信した呼出しを、手動で接続するために交換手を必要とする。これらは、次のものを含む。</u> <u>－呼出し又は終了表示器（呼出しが行われていること又は終了したことを合図するもの）</u> <u>－交換手用の電話機（特殊な取り付け方をされていることもある。）</u>	<u>この機器とともに使用される写真用の補助装置（例えば、現像装置）は、90類に属する。</u> <u>（D）特殊な組版電送用機器（telecompsing apparatus）：せん孔された組版用テープの複写を送信又は受信する。</u> <u>（E）ファクシミリ（又はファクス）装置：電話線により文章又は図形を電気通信する。これらの装置は、電話線に接続され、基本的に原稿をドットごとに走査するための装置を含む送信部分と記録装置（感熱装置のこともある）を含む受信部分を合わせたものである。この機械はコピー送信と自動受信の両方に適している。</u> <u>多くのファクシミリ装置は、電荷結合デバイス（C C D）、アナログーデジタル変換機、コーデック及びモデムを有する。これらの機械は、原紙を読み取り、読取出力を原紙の画像を表すデジタルコードに変換し、デジタルコードを圧縮し、モデムを経由し電話回線を通じて、デジタルコード化された情報を送信する。受信側のファクシミリにおいては、この過程は逆に行われ、デジタルコード化された情報は、レーザー及び感光体を用いて紙に印刷される。</u> <u>（III）電話用又は電信用交換機器</u> <u>（A）自動交換機</u> <u>これらは、多くの種類がある。交換システムの特徴は、コード化された信号に応じて、使用者間を自動的に接続することである。自動交換機は、電子的方法で使用者を接続するためにマイクロプロセッサーを使用した回路切り換え、メッセージ切り換え又はパケット切り換えの手段により動作する。多くの自動交換機は、アナログーデジタル変換機、デジタルーアナログ変換機、データ圧縮／解凍装置（コーデックス）、モデム、マルチプレクサー、自動データ処理機械及びその他の装置（アナログ信号及びデジタル信号を同時に回線に送信できるようにするもので、これにより、会話その他の音声、文字、画像その他のデータを統合して送信できる。）から成る。</u> <u>自動交換機の中には、主として、呼出側から受信したインパルスに対応した回線を選択し、接続する切換機から成るものがある。これらは、呼出側からのインパルスを直接受けて自動的に作動するもの又はディレクターのような補助的な装置を経由して自動的に作動するものがある。</u> <u>他の種類のセレクトター（プリセレクトター、中間セレクトター、最終セレクトター）及びディレクター（使用される場合）は、しばしば、一連又は一群</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>一切換器（組み込まれたジャック又はソケット及びコードが接続されたプラグ）</u> <u>ープラグ及びコードに電氣的に接続されているキースイッチ（交換手が、呼出者に応答すること、通話を監視すること及び終了を確認することを可能とするもの）</u> <u>（F）無線電話用又は無線電信用の送受信機器</u> <u>このグループには、以下のものを含む。</u> <u>（1）固定式の無線電話用又は無線電信用の機器（送信機、受信機及び送受信機）：主として大規模な設備に使用される、ある種の機密用装置（例えば、周波数域変換機）、多重装置（同時に二以上の通信文を送ることに使用される。）及びフェージングを克服するための多チャンネル受信方式を用いているダイバーシティーレシーバーと称される、ある種の受信機。</u> <u>（2）多数の言語による会議において同時通訳をするための無線送信機器及び無線受信機器</u> <u>（3）船舶、航空機等において使用する遭難信号の自動送信機及び特殊受信機</u> <u>（4）遠隔信号の送信機、受信機又は送受信機</u> <u>（5）無線電話機器（無線電話受信機を含む）：自動車、船舶、航空機、列車等において使用する。</u> <u>（6）可搬式受信機：これらは、通常、電池により作動する。例えば、電話用、警報用、呼び出し用の携帯式受信機</u> <u>（G）その他の通信機器</u> <u>このグループには無線又は有線回線網への接続が可能な機器又は回線網内での通話や他の音声、画像又はその他のデータの送信及び受信を可能にする機器が含まれる。</u> <u>通信網には搬送波（アナログ）回線システムやデジタル回線システムやそれらを組合わせたものが含まれる。これらは、公衆電話通信網例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）、メトロポリタンエリアネットワーク（MAN）、ワイドエリアネットワーク（WAN）で構成されており、専有構造（proprietary architecture）であるかオープンなもの（open architecture）であるかは問わない。</u> <u>このグループには以下のものが含まれる。</u> <u>（1）ネットワークインターフェースカード（例えば、イーサネットインターフェイスカード（Ethernet Interface Cards））</u> <u>（2）モデム（変調器と復調器とを結合したもの）</u>	<u>の同種のシャーシに組み立てられ、金属製ラックの交換機に組み込まれる。しかし、特に、小型のものにおいては、自動交換機を自蔵する形で、一つのラックに全ての装置が搭載される場合がある。自動交換機は、また、短縮ダイヤル、保留、転送電話、電話会議、ボイスメール等の設備を有していることもある。これらの設備は、電話回線を通じて、使用者の電話機からアクセスされる。これらは、構内回線（公衆回線に接続されている構内交換機（PBX）を利用している。）用又は公衆回線用として使用される。自動交換機は、また、交換手による中継又はサービスが必要な時のために、電話機に似た操作卓を有していることがある。</u> <u>（B）非自動交換機及び交換局</u> <u>これらは、各種の手動の切換機を搭載したフレームから成る。これらは、交換機が受信した呼出しを、手動で接続するために交換手を必要とする。これらは、次のものを含む。</u> <u>ー呼出し又は終了表示器（呼出しが行われていること又は終了したことを合図するもの）</u> <u>ー交換手用の電話機（特殊な取付け方をされていることもある。）</u> <u>ー一切換器（組み込まれたジャック又はソケット及びコードが接続されたプラグ）</u> <u>ープラグ及びコードに電氣的に接続されているキースイッチ（交換手が、呼出者に応答すること、通話を監視すること及び終了を確認することを可能とするもの）</u> <u>（IV）有線搬送通信用又はデジタル回線用の機器</u> <u>これらのシステムは、搬送波又は光線を、アナログ又はデジタル信号で変調することを原理としている。搬送波変調技術及びパルスコード変調（PCM）その他のデジタル技術を用いている。これらのシステムは、全ての種類の情報（文字、画像その他のデータ等）の送信に用いられる。</u> <u>これは、次の物品を含む。</u> <u>（A）金属ケーブル用又は光ファイバーケーブル用の全ての種類のマルチプレクサー及び関連する回線機器。「回線機器」には送信機及び受信機又は電気－光変換機を含む。</u> <u>（B）変調器と復調器とを結合したもの（モデム）</u> <u>（C）データの圧縮器／解凍器（コーデックス）：デジタル情報の送受信が可能なもの</u> <u>（D）パルス信号からトーン信号への変換器：パルスダイヤル信号をトーン信号に変換するもの</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(3) ルーター、ブリッジ、ハブ、リピーター及びチャンネル変換アダプタ</u> <u>ニ</u> <u>(4) マルチプレクサー及び関連する回線機器（例えば、送信機、受信機又は電気光学変換器）</u> <u>(5) コデック（データの圧縮器／解凍器）：デジタル情報の送受信が可能なもの</u> <u>(6) パルス信号からトーン信号への変換器：パルスダイヤル信号をトーン信号に変換するもの</u> （省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 <u>(a) ファクシミリ (84.43)</u> (b) ～ (d) （省 略） (e) 留守番電話装置（電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではないものに限る。）（85.19） <u>(f) ラジオ放送及びテレビジョン信号の送信及び受信用の機器（85.25、85.27又は85.28）</u> (g) （省 略） (h) 継電器及び自動電話交換機用のセレクターのような開閉装置（85.36） (ij) 電気絶縁をした線、ケーブル及び個々に被覆したファイバーから成る光ファイバー等（交換機に差し込むためのプラグを付けたコードを含み、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.44） <u>(k) 通信衛星 (88.02)</u> <u>(l) （省 略）</u> <u>(m) アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置とともに単一のユニットを構成する搬送通信用の受信機及び送信機並びにデジタル式の遠隔測定装置と合わせて90類の注3に規定する機能ユニットを構成する物品（90類）</u> <u>(n) （省 略）</u> <u>号の解説</u> <u>8517.62</u> <u>この号には、コードレスのハンドセットまたはベースユニットが単独に提示</u>	<u>無線通信に使用する類似の機器は属しない（85.25 又は85.27）。</u> （省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 <u>(a) ローカルエリアネットワーク（LAN）用リピーター（84.71）</u> (b) ～ (d) （省 略） (e) 留守番電話装置（電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではないものに限る。）（85.19<u>又は85.20</u>） <u>(f) 単独で提示するコードレス送受話器（85.25）並びに無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器（85.25又は85.27）</u> (g) （省 略） (h) 継電器<u>（例えば、Baudot、Creed又はPicardの継電器）</u>及び自動電話交換機用のセレクターのような開閉装置（85.36） (ij) 電気絶縁をした線、ケーブル等（交換機に差し込むためのプラグを付けたコードを含み、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）（85.44） （新 規） <u>(k) （省 略）</u> <u>(l) アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置とともに単一のユニットを構成する搬送通信用の受信機及び送信機並びにデジタル式の遠隔測定装置と合わせて90 類の注3 に規定する機能ユニットを構成する物品（90 類）</u> <u>(m) （省 略）</u> （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
<u>された場合を含む。</u>	

関税率表解説改正

新	旧
85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （削 除） <u>（c）</u> 90.21項の補聴器	85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） <u>（c）</u> 送信機を自蔵するコードレスマイクロホン（85.25） <u>（d）</u> 90.21項の補聴器

関税率表解説改正

新	旧
85.19 音声の記録用又は再生用の機器 8519.20—<u>硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動する機器</u> 8519.30—<u>レコードデッキ</u> 8519.50—<u>留守番電話装置</u> —<u>その他の機器</u> 8519.81—<u>磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの</u> 8519.89—<u>その他のもの</u> この項には、音声の記録用、音声の再生用並びに音声の記録及び再生の両方が可能な機器を含む。一般的に、音声は、<u>内部の記憶装置又は媒体（例えば、磁気媒体、光学媒体、半導体媒体又は85.23項のその他の媒体）上に記録又はこれらから再生される。</u> 録音機は、<u>記録媒体を変成することから、音声再生機が後にオリジナルの音波（スピーチ、音楽等）を再生することができる。これは、音波を受けることに基づく記録又はその他の方法、例えば、インターネットページ又はCDから、自動データ処理機械によってダウンロードした音声ファイルデータを、デジタルオーディオ装置（例えば、MP3プレーヤー）の内部メモリー（例えば、フラッシュメモリー）に記録することを含む。デジタルコードとして音声を記録する機器は、一般的に、デジタルコードからアナログ信号に変換する手段を有しない限り、音声を再生できない。</u> （Ⅰ）<u>硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動する機器</u> これらの機器は、<u>硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動し、一連又は任意の音声記録の選択及び演奏ができる。これらは、一般に「ジュークボックス」と呼ばれる。</u> （Ⅱ）<u>レコードデッキ</u> これらは、<u>レコードを機械式又は電氣的に回転させるもので、サウンドヘッ</u>	85.19 レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。） 8519.10—<u>硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー</u> —<u>その他のレコードプレーヤー</u> 8519.21—<u>拡声器を有しないもの</u> 8519.29—<u>その他のもの</u> —<u>レコードデッキ</u> 8519.31—<u>自動レコード交換機構を有するもの</u> 8519.39—<u>その他のもの</u> 8519.40—<u>トランスクライビングマシン</u> —<u>その他の音声再生機</u> 8519.92—<u>ポケットサイズのカセットプレーヤー</u> 8519.93—<u>その他のもの（カセット式のものに限る。）</u> 8519.99—<u>その他のもの</u> この項には、その用途（例えば、教育用、会議用、ラジオ放送用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、<u>すべての音声再生機を含む。</u> この項には、<u>磁氣的に記録したサウンドトラックから光電方式で再録音するための映画用再録音機及び録音機（例えば、フラッシュメモリーやハードディスク形状の内部メモリー）を自蔵する音声再生機を含まない（85.20）。</u> ここに属する音声再生機の主な型式のものは、85.20 項の解説に記載してある録音機により作られた音声記録物を使用する。音声再生機には、次の物品を含む。 （1）<u>レコードデッキ：レコードを機械式又は電氣的に回転させるもので、サウンドヘッド（ピックアップカートリッジ）を有するものと有しないものがあるが、音響装置及び電気式の音声増幅器を有しないものである。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。</u> （2）<u>レコードプレーヤー：電気式の増幅器及び拡声器を使用して、レコード（音溝を有する円盤）から音声を再生するもので、機械的振動はサウンドヘッド（ピックアップカートリッジ）により電氣的振動に変換される。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。</u> （3）<u>カセットプレーヤーその他の磁気式音声再生機：これらは、85.24 項の解説に記載してあるテープ、ディスクその他の録音済みの磁気媒体を使用する。音声は、これらの録音媒体を磁気式サウンドヘッドの前面を通過さ</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>ド（ピックアップカートリッジ）を有するものと有しないものとがあるが、音響装置及び電気式の音声増幅器（下記レコードプレーヤー参照）を有しないものである。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。</u> <u>（Ⅲ）留守番電話装置</u> <u>これらの装置は、電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではない。これらには、予め録音された伝言を送信し、送話者が残した新規の伝言を記録できるものもある。</u> <u>（Ⅳ）磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するその他の機器</u> <u>このグループの機器には、携帯用のものもある。これらには、音響装置（拡声器、イヤホン、ヘッドホン）及び増幅器を取り付けてあるか又は取り付けるように設計されているものもある。</u> <u>（Ａ）磁気媒体を使用するもの</u> <u>このグループには、テープ又はその他の磁気媒体を使用する機器を含む。音声は、媒体の磁性を変成することにより記録され、磁気式サウンドヘッドの前面に媒体を通過させることで再生される。例えば、カセットプレーヤー、テープレコーダー及びカセットレコーダーを含む。</u> <u>（Ｂ）光学媒体を使用するもの</u> <u>このグループには、光学媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体の表面に、強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、これらの媒体をレーザーで読むことによって再生される。この種類には、また、磁気及び光学技術を組み合わせた媒体を使用する機器を含む。例として、反射率の変化する領域を磁気技術を使用して生成し、光学（例えば、レーザー）ビームを使用して読み取る磁気光学ディスクを使用する機器を含む。</u> <u>（Ｃ）半導体媒体を使用するもの</u> <u>このグループには、半導体（例えば、不揮発性半導体）媒体を使用する機器を含む。音声は、記録媒体に強さの変化する増幅された電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードとして記録される。音声は、この媒体を読み取ることにより再生される。半導体媒体は、機器に恒久的に据え付けられるものか、取り出し可能な不揮発性半導体記録装置の形式のものもある。例として、携帯用のバッテリーで使用するフラッシュメモリーオーディオプレーヤー（例えば、ある種のMP3プレーヤー）を含み、これらは基本的に、フラッシュメモリー（内部にあるか取り出し可能かを問</u>	<u>せることにより再生される。このグループには、特に事務用、家庭用等多数の種類のものがあり、また録音スタジオ（例えば、放送用）用、プログラム作成用、レコード制作用（サウンドトラック作成用、テープの読取り用等）等の広範囲にわたる機器を含む。</u> <u>また、ポケットサイズのカセットプレーヤーを含む（この類の号注1 参照）。</u> <u>（４）レーザー光読取方式の音声再生機（例えば、コンパクトディスクプレーヤー及びミニディスクプレーヤー）：回転するディスクの表面からデジタル符号化された記録を読み取るためにレーザービーム及び光検出器を使用し、その記録が電気信号に変換されることにより、音声が生再生される。これらの機器には、一連のディスクの連続再生を可能にするため、token を自動的に交換するための装置を有するものもある。</u> <u>この解説のパラグラフ（３）及び（４）でいう機器は、イヤホン又はヘッドホンとともに提示される小型のポータブルプレーヤー及び家庭又は事務室で使用するプレーヤーを含む。ディスクを再生するために、硬貨、紙幣、トークン又はこれらに類するものにより作動する「Jukebox」も、含まれる。</u> <u>（５）映画用音声再生機：光電方式により作動するもの。磁気式のものと組み合わされたものを含む。</u> <u>（６）留守番電話装置：電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではなく、他の録音機により前もって録音された伝言を送信するもの。この留守番電話装置は、伝言を録音することはできない。</u> * * * <u>この項には、また、外部録音媒体（例えば、フラッシュメモリーカード）からのみ再生を行なう音声再生機を含む。</u> <u>部分品及び附属品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（第16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、85.22項に属する。</u> * *

関税率表解説改正

新	旧
<u>わない。）、マイクロプロセッサ、可聴周波増幅器を含む電子機構、LCDスクリーン及び操作ボタンを収納する1つのハウジングからなる。この機器は、MP3又は類似ファイルをダウンロードするため自動データ処理機械に接続することができる。</u> <u>(D) 磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を組み合わせるもの</u> <u>これらの機器は、磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体のうちの2つ又は全てを使って記録又は再生できる装置を組み合わせたものである。</u> <u>(V) その他の録音又は音声再生装置</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> <u>(1) レコードプレーヤー：これらの機器は、レコード（音溝を有する円盤）から、電気式の増幅器及び拡声器を使用して、機械的振動をサウンドヘッド（ピックアップカートリッジ）により電氣的振動に変換し、音声を再生する。これらには、一連のレコードの連続演奏を可能にする自動装置を有するものもある。</u> <u>(2) 映画用録音機：この装置は、光電式方法により録音するものである。音声は、連続フィルム上に（a）面積の変化する帯又は（b）濃度の変化する帯として光電的に記録される。</u> <u>映画用録音機は、録音ヘッドのほか、フィルム保持用のマガジン、フィルムの速度を撮影機の速度と同期させる駆動機構及びフィルム送り機構から成る。</u> <u>(3) 映画用音声再生機：これらは、光電式サウンドヘッド及び電荷結合素子（CCD）を組み合わせた読取り機を有する。</u> <u>(4) 映画用再録音機：この装置は、例えば、磁気式、光学式、電子式等の方式で録音したサウンドトラックを、光電方式又はデジタル方式で再録音するために使用する。</u> * - * <u>部分品及び附属品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、85.22項に属する。</u> * - *	* - * <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 留守番電話装置（電話機の不可分の一部を構成するものに限る。）（85.17）</u> <u>(b) 録音機を有する音声再生装置（例えば、留守番電話装置）（85.20）</u> <u>(c) 85.24 項の記録用の媒体で、録音したもの（当該媒体を使用する機器とともに提示するかしないかを問わない。）</u> <u>(d) ラジオ受信機又はテレビジョン受像機と組み合わせた音声再生機（85.27又は85.28）</u> * - * <u>号の解説</u> <u>8519.31及び8519.39</u> <u>これらの号には、レーザー光読取方式による音声再生機（コンパクトディスクプレーヤー）を含まない。このような機器は、8519.99号に属する。</u> <u>8519.40</u> <u>この号には、次の特徴を有するトランスクライビングマシンを含む。</u> <u>(1) 再生／巻戻し用足踏みスイッチで操作できること。</u> <u>(2) 聴診器型の聞取装置を使用すること。</u> <u>(3) 可変速度調整機を自蔵すること。</u> <u>(4) 自動バックスペース機構を有すること。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) プラスチック製の記録済みの光ディスクを複製するためのプレス又は射出成形機 (84.77)</u> <u>(b) 留守番電話装置 (電話機の不可分な一部を構成するものに限る。) (85.17)</u> <u>(c) 単独で提示されたマイクロホン、拡声器、可聴波増幅器及び電気式音響増幅装置のセット (85.18)</u> <u>(d) 85.21項のビデオの記録用又は再生用の機器</u> <u>(e) 同一のハウジングにラジオ放送用の受信機器を結合してある音声の記録用又は再生用の機器 (85.27)</u> <u>(f) テレビジョン受像機と結合してある音声の記録用又は再生用の機器 (85.28)</u> <u>(g) 音声の記録用又は再生用の機器と結合してある映画用の撮影機及び映写機 (90.27)</u> * — * * * <u>号の解説</u> <u>8519.81</u> <u>この号は、一以上の磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用する機器を含む。</u>	

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	85.20 磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） <u>8520.10ーディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）</u> <u>8520.20ー留守番電話装置</u> <u>ーその他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）</u> <u>8520.32ーデジタルオーディオ式のもの</u> <u>8520.33ーその他のもの（カセット式のものに限る。）</u> <u>8520.39ーその他のもの</u> <u>8520.90ーその他のもの</u> <u>この項には、その用途（例えば、音楽録音用、教育用、会議用、ラジオ用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、すべての録音機を含む。この項には、また、音声再生機を自蔵する録音機を含む。</u> <u>「録音機」とは、音波に基づく可聴周波数の振動を受けて、これを後で元の音波に再生することができるように、録音媒体に記録する機器である。</u> <u>一般的に、録音機は、記録媒体を変成する装置から成る。</u> <u>「録音」には、音響振動の効果を利用した方法以外の方法で記録すること、例えば、インターネットページやコンパクトディスクから、自動データ処理機械によってダウンロードした音声ファイルデータをデジタルオーディオ装置（例えば、MP3プレーヤー）の内部メモリー（例えば、フラッシュメモリー）に記録することも含む。</u> <u>（A）録音機</u> <u>これらの機器の特徴は、音声の記録のみが可能であり、記録された音声の再生装置を有していないことである。</u> <u>この項に属する録音機の主な形式のものには、次の物品がある。</u> <u>（1）磁気式のもの：マイクロホンで受けた音波（演説、音楽等）をマイクロホンの回路において電流の強弱に変えて録音するもの。この電流は、適当に増幅されて録音ヘッド（基本的には電磁石である。）内に可聴周波数の変動磁界を生成し、これにより順次不規則に録音媒体を磁化する。録音媒体には、金属線若しくは金属テープ（強磁性のもの若しくは磁化した金属のもの）又はシート、テープ若しくはディスク（磁性材料を塗布したもの（通常、磁性酸化鉄を拡散したもの）で、プラスチック製若しくは紙製のもの）が使用される。</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>この機器の録音ヘッドは、音溝式の録音機におけるカッターと同じ役割を果たすものである。</u> <u>その他の磁気式記録機器では、マイクロホンで受信された、強さの変化する電流（アナログ信号）を増幅し、アナログーデジタル変換機でデジタルコード（ビット）のストリームに変換する。このデジタル化されたプログラムは、記録媒体（通常、磁気テープ又はディスク）に磁気的に記録される。</u> <u>（２）光学式のもの：増幅された強さの変化する電流（アナログ信号）から変換されたデジタルコードは、記録媒体の表面にエンコードされ、これはレーザーを用いて読み取ることができるものである。記録媒体は、通常、感光性ラッカー被膜（フォトレジスト）を有するガラス製、金属製又はプラスチック製のディスクである。</u> <u>（３）電子式のもの：変換されたデジタルコードは、半導体メモリーに電荷として記録される。</u> <u>（４）音響式のもの：カッターが、支持台に取り付けられた録音媒体（ディスク、シリンダー又はフィルム）に溝を刻んで録音するもので、記録する振動に応じて音溝の形が変化する。</u> <u>（５）映画用録音機：この装置は、音声を光電式方法により記録するものである。音声はフィルム上に、（a）面積の変化する帯又は（b）濃度の変化する帯として光電式方法により記録される。両方式とも、音波をそれに対応する電流の変化に変換するマイクロホン等を利用して記録する。</u> <u>面積変化方式では、上記の電流は、可動端子を接続した鏡を有する検流計を通過する。この鏡に当たった反射光線は音の変動に応じて変化し、これがフィルム上に記録される。濃度変化方式では、マイクロホンの電流は、放電管により光の強弱に変換され、これがフィルムに記録される。サウンドトラックは、フィルム上では幅は一定だが濃度変化のある帯となっている。濃度変化のあるサウンドトラックは、また、音声の変化により大きさの変わるスリットを使用しても作ることができる。</u> <u>映画用録音機は録音ヘッドのほか、フィルム保持用のマガジン、フィルムの速度を撮影機の速度と同期させる駆動機構及びフィルム送り機構から成る。</u> <u>（６）映画用再録音機：この装置は、磁気式、光学式、電子式等の方式で録音されたサウンドトラックを、光電方式又はデジタル方式などの他の方式で再録音するために使用される。</u> <u>（Ｂ）録音再生機</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>これらの機器は、音声の記録装置及び再生装置を有する。通常、音声は、磁気媒体、光学媒体又は集積回路（例えば、マイクロプロセッサ及び半導体媒体）を用いて記録される。デジタルコードとして音声を記録する装置は、通常、デジタルコードからアナログ信号に記録を変換する装置を有していなければ、音声を再生することはできない。</u> <u>上記録音方式のいずれかを用いる機器の例として、次の物品が含まれる。</u> <u>（１）テープレコーダー又はカセットレコーダー：この装置は、音響装置（拡声器、イヤホン、ヘッドホン）及び増幅器を取り付けてあるか又は取り付けられるように設計されているものである（携帯式であるかないかを問わない。）。</u> <u>（２）ディクテーティングマシン：ほとんどのものは、録音機と再生機とを組み合わせたものであり、録音のみを行うものはまれである。便宜上、録音機及び再生機がそれぞれ別個のユニットになっている場合でも、録音機には録音したものを確認できるように、通常、音声再生装置を組み込んである。この場合には、別個のユニットになっている再生機は録音機を有しておらず、85.19項に属する。</u> <u>（３）留守番電話装置：これは電話機と連係して作動するように設計してあるが、電話機の不可分の一部を構成するものではなく、電話の加入者により前もって記録された伝言を送信し、また発信者の残した伝言を構成機器である録音機により録音するものである。</u> <u>（４）音声操作式マイクロプロセッサ・ダイアリー・オーガナイザー：この装置は、音響機器、表示スクリーン、年周期タイマーと電子録音用のマイクロプロセッサを備えており、その機器にプログラムされた言語を用いて使用者が直接録音することができ、その音声はマイクロプロセッサに蓄積されるようになっている。蓄積された情報は当該装置が認識した言語による音声入力に基づき選出される。さらに、プログラムされた会合は、例えば、使用者自身の声で指定された日時に自動的に知らされる。</u> <u>（５）バッテリーで作動する携帯式装置：この装置は、基本的に、可聴周波増幅器、液晶スクリーン及び操作ボタンを含んだ電子システム、フラッシュメモリー又はハードディスク並びにマイクロプロセッサを組み込んだハウジングからなる。マイクロプロセッサは、MP 3 又はこれに類するファイル形式を使用するためにプログラムされている。この装置は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンを接続するためのコネクタを有し、また、MP 3 又はこれに類するファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に接続することができる。組み込み式のマイクロホン又は追加的なフラッシュカード用スロットを有しているものもある。</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>（６）音声記録機：音響装置を有するか又は取り付けられるよう設計されたものである。これらの機器は、マイクロホン、電話その他の手段により会話を直接機器に記録するものである（例えば、音声ロギング機、携帯式インタビュー録音／再生機）。これらの中には、自動日時記録装置及び記録した音声を自動データ処理機械に送る装置を有していることがあり、また、音声記録された媒体が取り外され、自動データ処理機械に送られる場合もある。</u> <u>この項には、外部音声録音媒体（例えば、フラッシュメモリーカード）から音声のみを再生する装置を含まない（85.19）。</u> 部分品及び附属品 <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品及び附属品は、85.22項に属する。</u> $\begin{array}{c} * \\ - \\ * \quad * \\ \hline \end{array}$ <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>（a）プラスチック製の記録された光学ディスクを複製するためのプレス成形機又は射出成形機（84.77）</u> <u>（b）留守番電話装置（電話機の不可分の一部を構成するものに限る。）（85.17）</u> <u>（c）留守番電話装置（録音用機器を自蔵しないものに限る。）（85.19）</u> <u>（d）録音用媒体（当該媒体を使用する機器とともに提示するかしないかを問わない。）（85.23又は85.24）</u> <u>（e）ラジオ受信機又はテレビジョン受像機と組み合わせた録音機（85.27又は85.28）</u> $\begin{array}{c} * \\ - \\ * \quad * \\ \hline \end{array}$ <u>号の解説</u> <u>8520.10</u> <u>この号には、録音、一時停止、巻戻し及び再生の各操作を行うことができる手持マイクロホン</u><u>を有するディクテイングマシンを含む。更にこれらは次</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>の機能を有する。</u> <u>(1) マイクロホンに組み込まれた早送り制御機能</u> <u>(2) 手動式又は電子式の索引機能</u> <u>(3) 書取り用又は会議用の録音機能及び</u> <u>(4) テープ終了（又はテープ終了に近いこと）を知らせる信号を発する機能</u>

関税率表解説改正

新	旧
85.21 ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを内蔵するかしないかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）85.23項の記録用媒体 （b）～（c） （省 略）	85.21 ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを内蔵するかしないかを問わない。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）85.23項又は85.24項の記録用媒体 <u>（当該記録媒体を使用する機器とともに提示するかしないかを問わない。）</u> （b）～（c） （省 略）
85.22 部分品及び付属品（第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）85.23項の記録媒体 （d） （省 略）	85.22 部分品及び付属品（第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）85.23 項<u>又は85.24項</u>の記録媒体 （d） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。） <u>－磁気媒体</u> 8523.21－カード（磁気ストライプを有するもの） 8523.29－その他のもの 8523.40－光学媒体 <u>－半導体媒体</u> 8523.51－不揮発性半導体記憶装置 8523.52－スマートカード 8523.59－その他のもの 8523.80－その他のもの この項には、記録してあるかないかを問わず、音声その他（例えば、数値データ、テキスト、画像、ビデオその他のグラフィックデータ、ソフトウェア）の記録用の異なる種類の媒体を含む。このような媒体は、通常、記録用又は読取用の機器に差し込まれたり取り出されたりし、また、一の記録用又は読取用の機器から別の機器へと移される場合もある。 この項の媒体は、記録したもの、記録してないもの又はあらかじめ何らかの情報を記録しているが、さらに情報を記録することが可能な状態で提示される場合もある。 この項は、完成した記録済みの媒体の大量生産に使用する中間形状の媒体（例えば、原盤、マスターディスク、マザーディスク、スタンパーディスク）を含む。 しかしながら、この項は、データを媒体に記録したりデータを媒体から検索したりする装置は含まない。 この項は、特に次の物品を含む。 （A）磁気媒体 このグループの製品は、一般にディスク、カード又はテープの形状をしている。これらは、異なる素材（通常、プラスチック、紙、板紙又は金属）を使用して作られており、それ自体が磁気を帯びているか、磁気性の素材で覆われている。このグループは、例えば、テープレコーダー用のカセットテープその他のテープや、カムコーダーその他のビデオの記録用機器のためのテープ（例えば、VHS、Hi-8™、mini-DV、ディスクレット及び磁気ストライプを有するカードを含む）。	85.23 録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。） <u>－磁気テープ</u> 8523.11－幅が4ミリメートル以下のもの 8523.12－幅が4ミリメートルを超え6.5ミリメートル以下のもの 8523.13－幅が6.5ミリメートルを超えるもの 8523.20－磁気ディスク 8523.30－磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。） 8523.90－その他のもの この項には、次の物品を含む。 （1）ラッカー又はワックスを塗布したプラスチック製、板紙製、ガラス製又は金属製の円盤で、音声記録用のもの （2）特殊なワックスを薄く塗布したプラスチック（通常はポリ酢酸ビニル又はポリ塩化ビニル）製のストリップ又はフィルムで、音声の機械式記録用のもの （3）磁気記録用媒体：例えば、プラスチック製又は紙製のディスク又はカード及びプラスチック製又は金属製のテープ、ストリップ又はフィルムで、磁化できるもの又は磁性粉末を分散させたラッカーを塗布することにより磁性を与えたもの （4）レーザー光の記録用に製造したもので、記録してないディスク又はブランク：これらのディスクは通常ガラス又は金属でできており、表面は層で覆われている。この層の内部に、音声、映像その他これらに類する現象を表す信号が、レーザービームにより記録される。これらのディスクは、自動データ処理機械のデータの記録、像の記録又はコンパクトディスクの原盤の製作に使用される。 ディスクのフォーマットは記録過程とみなさず、フォーマットされたディスクはこの項に属する。 （5）外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置：これらの装置は、フラッシュメモリーカード又はフラッシュ電子記憶カードとして知られており、ナビゲーションシステム、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話及びデジタルカメラのような外部からのデータを記録するために用いられる。

関税率表解説改正

新	旧
<u>このグループは、磁気光学媒体を含まない。</u> <u>(B) 光学媒体</u> <u>このグループの製品は、通常、一層以上の光反射性の層を有するガラス、金属又はプラスチックから作られたディスクの形状をしている。このようなディスクに保存されている音声その他のデータは、レーザー光により読み取られる。このグループは、書き換え可能なものであるかどうかを問わず、記録をしたディスクも記録していないディスクも含む。</u> <u>このグループは、例えば、コンパクトディスク（例えば、C D、V－C D、C D－ROM、C D－RAM）、デジタル・バーサタイル・ディスク（D V D）を含む。</u> <u>このグループは、また、磁気光学媒体を含む。</u> <u>(C) 半導体媒体</u> <u>このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。</u> <u>したがって、このグループは以下のものを含む。</u> <u>(1) 外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の注 4（a）参照）</u> <u>これらの装置（「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」としても知られている）は、外部からのデータを記録するため、又はナビゲーションシステム、全地球測位システム（G P S）、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話、デジタルカメラ、自動データ処理機械のような装置にデータを提供するために使用される。一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、自動データ処理機械にデータをアップロードし、また、ダウンロードすることもできる。</u> <u>本媒体は、接続された機器からの電力のみを使用するので、バッテリーを必要としない。</u> <u>これらの不揮発性データ記憶装置は、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している 1 以上のフラッシュメモリー（“FLASH E²PROM/EEPROM”）を有しており、ホスト機器に接続するためのソケットを組み込んでいる。これらは、コンデンサー、抵抗器、集積回路の形状をしたマイクロコントローラーを取り付けたものを含む。不揮発性半導体記憶装置の例は、U S Bフラッシュドライブである。</u> <u>(2) スマートカード（この類の注 4（b）参照）</u>	<u>一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータをアップロードすることもできる。本装置は接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーを必要としない。</u> <u>これらの不揮発性記憶装置は、同一のハウジングの中で、一の印刷回路基板上に組み込まれている集積回路の形状をしている一以上のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）から構成され、ホスト機器に接続するためのソケットを組み込んでいる。本装置は、コンデンサー、抵抗器又は集積回路の形状をしたマイクロコントローラーを含んでいてもよい。</u> <u>この項は、1つの集積回路のみから成る、85.42項のスマートカードを含まない。</u> <u>録音用その他これに類する記録用の媒体で記録していないものは、当該媒体を使用する機器と別々かともに提示されるもの、又は84.69項から84.72項までの機械の構成部分品（例えば、ディスクパック）と組み合わせられるものはこの項に属する（この類の総説の（B）参照）。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 録音その他これに類する記録用の媒体として使用する物品で未調整のもの：これらは、構成する材料により該当する項（例えば、39類、48類又は15部）に属する。</u> <u>(b) 光電式記録用の感光性フィルム（37.02）</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を一個以上埋め込んだものである。スマートカードは、接触子、磁気ストライプ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。</u> <u>これらのスマートカードには、この類の注4（b）の条件に合致する場合、プロキシミティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシミティカード又はタグは、一個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。</u> <u>（D）その他</u> <u>このグループには、蓄音機用レコードを含む。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>（a）一以上のサウンドトラックを有する写真用又は映画用のフィルム（37類）</u> <u>（b）光電式記録用の感光性フィルム（37.02）</u> <u>（c）録音その他これに類する記録用の媒体として使用する物品で未調整のもの：これらは、構成する材料により該当する項（例えば、39類、48類又は15部）に属する。</u> <u>（d）データを記録した紙テープ又はせん孔カード（記録は、通常、せん孔により行う。）（48類）</u> <u>（e）16部注2の規定に基づき分類されることとなるある種のメモリーモジュール（例えば、S I M M s（Single In-line Memory Modules）及びD I M M s（Dual In-line Memory Modules））（この類の総説参照）</u> <u>（f）ゲーム機用のカートリッジ（95.04）</u>	

関税率表解説改正

新	旧
(削 除)	85.24 レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第37類の物品を除く。） 8524.10－蓄音機用レコード －レーザー読み出しシステム用のディスク 8524.31－音声及び画像以外の記録の再生用のもの 8524.32－音声のみの再生用のもの 8524.39－その他のもの 8524.40－音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ －その他の磁気テープ 8524.51－幅が4ミリメートル以下のもの 8524.52－幅が4ミリメートルを越え6.5ミリメートル以下のもの 8524.53－幅が6.5ミリメートルを越えるもの 8524.60－磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。） －その他のもの 8524.91－音声及び画像以外の記録の再生用のもの 8524.99－その他のもの <u>この項には、次の物品を含む。</u> （1）記録したディスク、テープ、線、帯等：これらは製造工程の種々の段階の状態提示されることがある（例えば、85.23項の解説に記載したディスクで録音したもの）。これをもと（出発点）として市販のレコードが生産される。 （2）記録した媒体：上記の記録したディスクから市販のレコードを生産する場合の中間製品で、主な製造工程は次のとおりである。 録音盤は、湿潤剤又は感光性の溶液（例えば、塩化第一すず）で処理され、次いで電解法又はスプレーガンにより金又は銀が薄く塗布され伝導性を持つ。 この処理がされた後、ディスクは電解槽に入れられ金属（通常はニッケル又は銅）が付着する。これがはがされて凸の溝を有するシェル（いわゆる「マスター」）ができる。次に、このマスターから再び電解法により、凹の溝を有する「マザー」が作られ、更にこのマザーから凸溝の「スタンパー」が得られる。これは、鉄板又は銅板に接着され、クロムめっきされ、中心に穴が開けられ、種々の表面加工がされ、最終的な「シェル」になる。このシェルからプレスによりレコードが大量生産される。 （3）市販の蓄音機用レコード：これは、ビニル樹脂その他のプラスチックに

関税率表解説改正

新	旧
	<u>黒色顔料と安定剤とを混合して製造される。</u> <u>(4) 機械式に録音したテープ又はフィルム：適当な処理（通常、真空中における銀の陰極分解による処理）の後、金属をめっきし、上記のディスクと同様に原盤として使用される。</u> <u>(5) 市販の記録したテープ又はフィルムの複製品：（4）に記したもので、オリジナルのテープ又はフィルムに重ね、約400℃に加熱し圧力を加えて作る。</u> <u>(6) 磁気ディスク、磁気ストリップ、磁気テープ、磁気フィルム及び磁気ワイヤー（記録したものに限る。）：85.20項の解説に記載した磁気式記録機により記録する。</u> <u>これは、フィルム又はせん孔した磁性体のストリップの一方の縁に付着される非常に幅の狭いサウンドトラックと同様に、フィルムに記録するために磁氣的に記録した媒体であり、巻戻しはフィルムと同期して行われる。</u> <u>(7) 磁気テープ（ビデオテープ）及びホログラフィ式の映像テープ又はディスク（ビデオディスク）：テレビジョンの映像及び音声を記録したもの</u> <u>(8) 命令、データ、音声又は画像を記録した媒体を記録した媒体（例えば、84.69項から84.72項までの機械用の磁気テープ、ディスクパック、ディスクケット及びカセット）</u> <u>(9) 音声画像その他のデータの再生機（レーザー光読取装置を有するもの）用のディスク（コンパクトディスク、DVD等）</u> <u>録音その他これに類する記録用の媒体で記録したものは、当該媒体を使用する機器とともに提示するかしないか及び84.69項から84.72項までの機械の構成部分品（例えば、ディスクパック）と組み合わせるか組み合わせないかを問わず、すべてこの項に属する。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 光電式方法により記録した一以上のサウンドトラックを有する写真用又は映画用のフィルム（37類）</u> <u>(b) データを記録した紙テープ又はせん孔カード（記録は、通常、せん孔により行う。）（48類）</u> <u>(c) フォーマット済みのディスク（85.23）</u> <u>(d) ゲーム機器用のカートリッジ（95.04）</u> * — * * <u> </u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>号の解説</u> <u>8524.39</u> <u>この号はとりわけ、命令及びデータに加え、音声又は画像を再生するためのレーザー読取装置用に記録したディスクを含み、それらは、機械で読取可能な二進法で記録されており、自動データ処理機械を用いて操作することができ、又は使用者に双方向参加を可能とするものである。</u> <u>8524.99</u> <u>この号はとりわけ、命令及びデータに加え、音声又は画像を再生するための記録した媒体（レーザー読取装置用のディスク、磁気テープ及び磁気ストライプを組み込んだカードを除く。）を含み、それらは、機械で読取可能な二進法で記録されており、自動データ処理機械を用いて操作することができ、又は使用者に双方向参加を可能とするものである。</u>

関税率表解説改正

新	旧
85.25 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー 8525.50－送信機器 8525.60－送信機器（受信装置を自蔵するものに限る。） 8525.80－テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー （A）ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） このグループに属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により、信号を送信するものである。他方、テレビジョン用の機器は、送信が電磁波によるか又は有線によるかを問わず、この項に属する。 このグループには、次の物品を含む。 （1）ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機 （2）放送を受信して再送信を行い、放送範囲を拡大するために使用される中継用機器（航空機に搭載されるテレビジョン用の中継用機器を含む。） （3）アンテナ及びパラボラ状の反射器により、スタジオ又は戸外の放送場所から主送信機まで送信するための中継用テレビジョン送信機 （4）工業用のテレビジョン送信機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）。この機器の送信は、有線により行うことが多い。 （B）テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー このグループは、画像を捕捉し、次のように電子的信号に変換するカメラを含む。 （1）カメラの外部に鑑賞又は遠隔記録のため、ビデオ画像として送信する（テレビジョンカメラ）。 （2）カメラの内部に静止画像又は動画として記録する（デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー）。 この項のカメラの多くは、90.06項の写真機（photographic camera）又は	85.25 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ 8525.10－送信機器 8525.20－送信機器（受信装置を自蔵するものに限る。） 8525.30－テレビジョンカメラ 8525.40－スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ （A）無線電話用又は無線電信用の送信機器 この機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により信号（言語、通信文又は静止画像を表すもの）を送信することに使用される。 このグループには、とりわけ次の物品を含む。 （1）固定式の機器（例えば、固定された送信機及び送受信機）：主として大規模な設備に使用する種類のものは機密用装置（例えば、周波数域変換機）及び多重装置（同時に二以上の通信文を送ることに使用される。）のような特殊装置を有する。 （2）無線電話機器：自動車、船舶、航空機、列車等において使用する。 （3）可搬式無線電話：これらは、通常、電池により作動するウォークトーカー型のもの及び自動車で使用されるように設計された型式の移動無線電話を含む携帯電話（「移動電話」とも呼ばれる。）を含む。移動電話は無線電波を送受信し、その無線電波は他の移動電話とリンクしている無線電話局（ベース局）に受信され再送信される。各ベース局は、地理的空間（セル）をカバーしている。使用者が電話を使用しながら一つのセルから別のセルに移動する場合、かけている電話は中断することなく自動的に一つのセルから別のセルに切り換わる。 （4）人の呼出しに使用する無線電信式の送信機 （5）多数の言語による会議において同時通訳をするための無線送信機器 （6）船舶、航空機等において遭難信号の発信に使用する無線送信機 （7）ファクシミリ用無線電信機器（送信用）：書類、新聞、設計図、通信文等を送信する。 （8）ハウジング内に内蔵するマイクロホンが受けた信号を送る送信機を備えたコードレスマイクロホン：これは、アンテナとして作用する短い線又は金属製の小さいアンテナを備えている。 （9）遠隔信号の送信機又は送受信機

関税率表解説改正

新	旧
90.07項の映画用の撮影機（cinematographic camera）と形態的に類似する。 <u>85.25項のカメラ及び90類のカメラは、一般的に、感光媒体上に画像の焦点を合わせるためのレンズ及びカメラに入る光量を調節するための絞りを有している。しかし、90類の写真機及び映画用の撮影機が37類のフィルム上に画像を露光するのに対し、この項のカメラは、画像をアナログデータ又はデジタルデータに変換する。</u> <u>この項のカメラは、相補型金属酸化物半導体（CMOS）又は電荷結合素子（CCD）のような感光素子上に焦点を合わせることで画像を捕える。感光素子は、画像をアナログ式記録又はデジタル式記録にするために、画像の電氣的表現で送り出す。</u> <u>テレビジョンカメラには、カメラの水平方向又は垂直方向の動き、レンズ及びしぼりを遠隔操作する装置を自蔵するかしないかを問わず、テレビジョンカメラを含む（例えば、テレビスタジオ用又は報道用のもの、工業用及び科学用のもの並びに交通機関用の監視用に供するもの）。これらのカメラは、内部に画像の記録能力を有していない。</u> <u>これらのカメラには、自動データ処理機械とともに使用するものもある（例えば、webcam）。</u> <u>テレビジョンカメラの移動用の機械装置は、個別に提示するかしないかを問わず、この項から除かれる（84.28）。</u> <u>また、テレビジョンカメラの遠隔操作及び焦点を合わせるための電気装置も、個別に提示するとき、この項から除かれる（85.37）。</u> <u>デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダーにおいて、画像は内部の記憶装置又は媒体（例えば、85.23項の磁気媒体、光学媒体、半導体媒体その他の媒体）に記録される。これらは、アナログ／デジタル変換機（ADC）及び出力端子（自動データ処理機械、プリンター、テレビジョンその他の画像鑑賞機器に画像を送るためのもの）を有するものもある。デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダーには、このような外部機器からアナログ又はデジタル画像ファイルを内部に記録できる入力端子を有しているものもある。</u> <u>通常、これらのカメラは、光学式ファインダー若しくは液晶ディスプレイ（LCD）又はそれらの両者を備えている。LCDを備えているカメラの多くは、ディスプレイを撮影時のファインダー及び他の画像源から受信した画像又は記録済みの画像の再生時のスクリーンとして使用できる。</u>	<u>（10）単独で提示する有線電話機のコードレス送信受話器</u> <u>このグループの無線機器は、通常は有線電信又は有線電話に使用するものと同一の部分品（例えば、キー及び映像送信用の走査機）を含む。これらの部分品が単独で提示される場合には、85.17項に属する。</u> <u>（B）ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器</u> <u>このグループに属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により、信号を送信するものである。一方、テレビジョン用の機器は、送信が電磁波によるか又は有線によるかを問わず、この項に属する。</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> （1）あらゆる種類の送信機 （2）放送を受信して再送信を行い、放送範囲を拡大するために使用される中継用機器（航空機に搭載されるテレビジョン用の中継用機器を含む。） （3）アンテナ及びパラボラ状の反射器により、スタジオ又は戸外の放送場所から主送信機まで送信するための中継用テレビジョン送信機 （4）工業用のテレビジョン送信機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）：この機器の送信は、有線により行うことが多い。 <u>中継用機器に組み込まれる受信機器で単独で提示するものは、この項には、属しない（85.27）。また、衛生テレビジョン受信機及び衛星テレビジョン受信システムも含まない（85.28）。</u> <u>（C）テレビジョンカメラ</u> <u>このグループには、カメラの水平方向又は垂直方向の動き、レンズ及びしぼりを遠隔操作する装置を自蔵するかしないかを問わず、テレビジョンカメラを含む（例えば、テレビスタジオ用又は報道用のテレビジョンカメラ及び工業用、科学用又は交通機関用の監視用に供するもの）。</u> <u>このグループは、また、自動データ処理機械とともに使用するカメラを含む（例えば、webcam）。これらのカメラは、画像の記録能力を有していない。CCTV（専用回線テレビジョン）に使用するカメラで、テレビジョンカメラと同様の原理で動作するものも、また、この項に属する。</u>
<u>部 分 品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29項に属する。</u>	<u>（D）スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ</u> <u>このグループは、電子的手段（例えば、磁気テープ、光学式記録媒体又は半</u>

関税率表解説改正

新	旧
* — * * * <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 85.17項の機器</u> <u>(b) 中継用機器に組み込まれるラジオ放送用の受信機器で単独で提示するもの (85.27)</u> <u>(c) 衛星テレビ放送受信機及び衛星テレビ放送受信システム (85.28)</u> <u>(d) 無線送信機、テレビジョン送信機その他この項の機器を恒久的に装備した特殊用途車両 (87.05)</u> <u>(e) 通信衛星 (88.02)</u>	<u>導体媒体を用いるもの）により画像（静止画又は動画）を記録する全ての種類のカメラを含む。その保存データは、アナログ形式又はデジタル形式である。</u> <u>この項のカメラの多くは、90.06項の写真機（photographic camera）又は90.07項の映画用の撮影機（cinematographic camera）と物理的に類似している。85.25項のカメラ及び90類のカメラは、一般的に、感光媒体上に画像の焦点を合わせるため及びカメラに入る光量を調節するための光学式レンズを有している。しかし、90類の写真機及び映画用の撮影機は37類のフィルム上に画像を感光するのに対し、この項のカメラは85.23項の媒体にアナログデータ又はデジタルデータとして画像を記録する。</u> <u>この項のカメラは、相補型金属酸化物半導体（CMOS）又は電荷結合素子（CCD）のような感光素子上に焦点を合わせることで画像を捕える。感光素子は、画像をアナログ式記録又はデジタル式記録にするために、画像の電気的表現を送り出す。アナログ形式の画像は一般的に磁気テープに記録され、一方、デジタル形式の画像は磁気テープ又は85.23 項のその他の媒体に記録される。</u> <u>この項のカメラは、アナログ／デジタル変換機（ADC）及び出力端子（自動データ処理機械、プリンター、テレビジョンその他の画像を見るための機械に画像を送るためのもの）を有していてもよい。カメラには、このような外部機械からアナログ又はデジタル画像ファイルを内部に記録できるための入力端子を有しているものもある。</u> <u>通常、これらのカメラは、光学式ファインダー若しくは液晶ディスプレイ（LCD）又はそれらの両方を備えている。LCD を備えているカメラの多くは、写真を撮る際のファインダー及び既に記録された画像を再生する際のスクリーンの両者としてディスプレイを使用でき、カメラの中には、LCDスクリーン上に他の画像源から受信した画像を表示できるものがある。</u> 部分品 <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29項に属する。</u> * — * * * <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 無線送信機、テレビジョン送信機その他この項の機器を恒久的に装備した特殊用途車両（通常、87.05）</u>

関税率表解説改正

新	旧
	<u>(b) 通信衛星 (88.02)</u> <u>(c) アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置とともに単一のユニットを構成する無線送信機並びにデジタル式の遠隔測定装置と合わせて90類の注3に規定する機能ユニットを構成するもの (90類)</u>

関税率表解説改正

新	旧
85.27 ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ーラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。） （省 略） 8527.13ーその他の機器（<u>音声の記録用又は再生用の機器</u>と結合してあるものに限る。） （省 略） ー自動車用を使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。） 8527.21ー<u>音声の記録用又は再生用の機器</u>と結合してあるもの （省 略） （削 除） （削 除） （削 除） （削 除） ーその他のもの 8527.91ー<u>音声の記録用又は再生用の機器</u>と結合してあるもの 8527.92ー<u>時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）</u> 8527.99ー<u>その他のもの</u> （削 除）	85.27 無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ーラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、<u>外部電源によらずに作動するものに限る。</u>） （省 略） 8527.13ーその他の機器（<u>録音装置又は音声再生装置</u>と結合してあるものに限る。） （省 略） ー自動車用を使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、<u>外部電源によらなければ作動しないものに限る。</u>） 8527.21ー<u>録音装置又は音声再生装置</u>と結合してあるもの （省 略） ー<u>その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）</u> 8527.31ー録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの 8527.32ー<u>時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）</u> 8527.39ー<u>その他のもの</u> 8527.90ー<u>その他の機器</u> （新 規） （新 規） （新 規） （A）<u>無線電話用又は無線電信用の受信機器</u> <u>この機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により信号（言語、通信文又は静止画像を表すもの）を受信することに使用される。</u> <u>このグループには、とりわけ次の物品を含む。</u> <u>（1）固定式の受信機（主として大規模な設備に使用するものを含む。）及び機密用装置（例えば、周波数域変換機）の特殊装置。「ダイバーシティー受信機」と呼ばれるある種の受信機は、フェージングを克服するために、多チャンネル受信方式を採用している。</u> <u>（2）無線電話受信機：自動車、船舶、航空機、列車等において使用する。</u> <u>（3）可搬式受信機：通常、電池により作動する。例えば、電話用、警報用あるいは呼び出し用の携帯式受信機。</u>

関税率表解説改正

新	旧
(削 除) この項に属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により信号を受信するものである。 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) 85.17項又は85.25項の物品 (b) この項の<u>ラジオ放送受信機</u>を恒久的に装備した特殊用途車両（通常、87.05） (削 除)	(4) 人の呼出しに使用する無線電信式の受信機 (5) 多数の言語による会議において同時通訳をするための無線受信機 (6) 船舶、航空機等からの遭難信号の受信に使用する特殊受信機 (7) 遠隔信号受信機 (8) ファクシミリ用無線電信機器（受信用）：書類、新聞、設計図、通信文等を感光紙に受信する。 <u>このグループの無線機器は、通常は有線電信又は有線電話に使用するものと同一の部分品を含む。これらの部分品が単独で提示される場合には、85.17項に属する。</u> (B) ラジオ放送用受信機器 この項に属するラジオ放送用の機器は、回線に接続することなく、空間中を伝達する電磁波により信号を受信するものである。 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) 85.25項の<u>送受信機</u> (b) この項の<u>無線受信機その他の機器</u>を恒久的に装備した特殊用途車両（通常、87.05） (c) アナログ式又はデジタル式の遠隔測定装置とともに単一のユニットを構成する無線受信機並びにデジタル式の遠隔測定装置と合わせて90類の注3に規定する機能ユニットを構成するもの（90 類）

関税率表解説改正

新	旧
85.28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） ―陰極線管モニター 8528.41―第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528.49―その他のもの ―その他のモニター 8528.51―第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528.59―その他のもの ―プロジェクター 8528.61―第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528.69―その他のもの ―テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.71―ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの 8528.72―その他のもの（カラーのものに限る。） 8528.73―その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。） <u>この項には、次の物品を含む。</u> （１）モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。） （２）信号の表示のためのテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）（テレビジョンセット） （３）表示機能のない、テレビジョン信号受信用の機器（衛星テレビ放送の受信機） モニター、プロジェクター及びテレビジョンセットは、画像を表示するため、ＣＲＴ（陰極線管）、ＬＣＤ（液晶ディスプレイ）、ＤＭＤ（デジタルミラーデバイス）、ＯＬＥＤ（有機発光ダイオード）及びプラズマのような、異なる技術を利用している。 モニター及びプロジェクターは、異なる源から様々な信号を受信することができる。しかしながら、これらがテレビチューナーを組み込んでいる場合、テ	85.28 テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター ―テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.12―カラーのもの 8528.13―白黒その他のモノクロームのもの ―ビデオモニター 8528.21―カラーのもの 8528.22―白黒その他のモノクロームのもの 8528.30―ビデオプロジェクター <u>この項には、テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）を含む。</u> <u>この項には、次の物品を含む。</u> （１）家庭において使用するテレビジョン受像機（テーブル型、コンソール型等）。硬貨を挿入することにより作動する方式のテレビジョン受像機セットを含む。これらは、液晶又はプラズマのテレビジョンを含む。 （２）航空機又は宇宙飛行体に搭載するためのテレビジョン機器 （３）ビデオチューナー：例えば、ビデオの記録用若しくは再生用の装置用又はビデオモニター用のもの。このチューナーは、高周波のテレビジョン信号をビデオの記録用若しくは再生用の装置又はビデオモニターにおいて使用可能な信号に変換するものである。しかしながら、高周波のテレビジョン信号を単に分離するだけの装置（ビデオチューナーと呼ばれることもある。）は、部分品として85.29項に属する。

関税率表解説改正

新	旧
<u>レビジョン受像機器とみなす。</u> <u>（A）モニター（84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの）</u> <u>このグループは、処理されたデータを図形表示する陰極線管及び非陰極線管（例えば、フラットパネル画面）モニターを含む。これらのモニターは、その他のモニター（下記（B）参照）及びテレビジョン受信機と区別できる。これらは、次の物品を含む。</u> <u>（1）自動データ処理機械の中央処理装置からの信号のみを受け入れることができるモニターは、波形が放送用標準方式（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC等）と一致するコンポジットビデオ信号からカラー画像を再生できない。これらは、データ処理システム特有のコネクター（例えば、RS-232Cインターフェース、DIN又はSUB-Dコネクター）で接続され、音声回路は有しない。これらは、自動データ処理機械の中央処理装置内に組み込まれた特別なアダプター（例えば、モノクロ又はグラフィックアダプター）によって制御される。</u> <u>（2）陰極線管モニターで、表示装置のピッチのサイズが、中解像度の0.41ミリメートルから始まり、解像度を増すごとに小さくなる。</u> <u>（3）陰極線管モニターで、精細な画像を表示するため、下記（B）のモニター及びテレビジョン受像機よりも小さいサイズのドット（ピクセル）と、高水準のコンバーゼンスを用いているもの（コンバーゼンスとは、隣接する点を乱すことなく陰極線管の表面の一点を励起できる電子銃の能力をいう）。</u> <u>（4）陰極線管モニターで、画像を作るために1秒間に何ドット送信できるかを決定するビデオ周波数（周波数帯）が一般に15メガヘルツ以上である。一方、下記（B）のモニターの場合、一般に、周波数帯は6メガヘルツ以下である。これらのモニターの水平走査の周波数は、種々の表示モードの標準により異なるが、一般に、15キロヘルツから155キロヘルツを超える。多くのものは複数の水平走査の周波数で使用可能である。下記（B）のモニターの水平走査の周波数は、通常、使用するテレビジョンの標準方式によって15.6又は15.7キロヘルツに固定されている。更に、このグループのモニターは、公共放送で使用する国内又は国際放送や、専用テレビジョン用の標準周波数と一致して機能しない。</u> <u>このグループのモニターは、電磁場放射が少なく、傾き及び回転を調整する機能、無光輝画面、ちらつかない画面及びその他の長時間モニターに接近して見ることができることを特徴とする人間工学的設計を有している。</u>	<u>（4）衛星テレビ放送の受信機。これらの機器は、表示装置（陰極線管、液晶ディスプレイ等）を含まず、ビデオチューナーに類似しており、ダウンコンバーターにより低く変換された周波数の増幅信号を受け、単一の信号（チャンネル）を選択し、かつ、ビデオモニターに表示するのに適した信号に変換する。</u> <u>これらの多くは、テレビ受像機につながるアンテナへ向けて出力されるテレビ放送用の規格の信号を作り出すことができる変調器と一体になっている。これらの衛星放送受信機は、インターネットに接続するためのモデムを組み込んでいることもある。</u> <u>これらの多くはまた、チャンネルの切り替え又はアンテナ及びボラライザーを回転させるための遠隔操作信号を受信するための素子とも一体となっている。</u> <u>（5）工業用のテレビジョン受像機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）：この機器の送信は有線により行うことが多い。</u> <u>（6）ビデオモニター（ビデオカメラ又は録画機が同軸ケーブルにより直接受像機に接続されていて、すべての無線周波回路は取り除かれている。）：これらは、放送局に又は専用レビジョン（空港、鉄道の駅、製鉄所、病院等）として使用される。これらの装置は本質的には、光点を発生させる装置及び元の信号に同調して光点を画面上に表示するディスプレイから成り立っている。これらは光点の強度を変える一つ以上のビデオ増幅器を内蔵したものである。これらは更に、赤（R）、緑（G）及び青（B）の入力を分離することができ、或いは特定の基準（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC等）に従い、コード化され入力することができる。コード化された信号を受信するためには、モニターは（分離された）R、G、B信号を翻訳する装置を装備していなくてはならない。画像の再構成方法で最も一般的なのは、直接ブラウン管によるもの又は三本の陰極線管による投影装置によるものである。しかし、他のモニターは異なった方法（例えば、液晶スクリーン、油膜上の光線の回折等）で同じ目的を達成することが出来る。これらは、陰極線管モニター又はフラットパネルディスプレイ（例えば、液晶、発光ダイオード、プラズマ等）の形をとることもある。</u> <u>この項でのビデオモニターは84.71項の解説で記述した自動データ処理機とのモニターユニットと混同してはならない。</u> <u>（7）ビデオプロジェクター：普通に再生された受像機のスクリーン上の像を大型のスクリーンに拡大して投影できるもの。これらは、陰極線管又はフラットパネル（例えば、デジタルミラーデバイス（DMD）、デジタル光</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(B) モニター（84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの以外のもの）</u> <u>このグループは、同軸ケーブルによりビデオカメラ又は録画機と直接接続され、すべての無線周波回路は取り除かれているモニターを含む。これらは、放送局において又は専用テレビジョン（空港、鉄道の駅、製鉄所、病院等）として使用される。これらの装置は、本質的には、光点を発生させる装置及び元の信号に同調して光点を画面上に表示する装置から成り立っている。これらは、光点の輝度を変えることができる一つ以上のビデオ増幅器を内蔵したものである。これらは、更に、赤（R）、緑（G）及び青（B）の入力を分離することができ、又は特定の標準（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC等）に従い、コード化することができる。コード化された信号を受信するため、モニターは、R、G、B信号を分離できる解読装置を装備していなくてはならない。画像の再構成方法で最も一般的なのは、直接ブラウン管によるもの又は三本の陰極線管による投影装置によるものである。しかし、他のモニターは異なった方法（例えば、液晶スクリーン、油膜上の光線の回折等）で同じ目的を達成することができる。これらは、陰極線管モニター又はフラットパネルディスプレイ（例えば、液晶、発光ダイオード、プラズマ等）の形をとることもある。</u> <u>(C) プロジェクター</u> <u>プロジェクターは、テレビジョン受像機又はモニターのスクリーン上に通常に再生した画像を、外面に投影できる。これらは、陰極線管又はフラットパネル（例えば、デジタル光プロセス（DLP）、液晶ディスプレイ（LCD）、プラズマ）技術に基づいている。</u> <u>(D) テレビジョン受像機器</u> <u>このグループには、ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するかしないかを問わず、次のような機器を含む。</u> <u>(1) 表示装置（陰極線管、LCD等）を有しないテレビジョン放送（地上波、有線又は衛星）の受信機：これらの機器は、信号を受け取り表示に適したものに変換する。これらは、インターネット接続用のモデムを自蔵することもある。</u> <u>これらの受信機は、ビデオの記録若しくは再生用の装置、モニター、プロジェクター又はテレビジョン用のものである。しかしながら、高周波のテレビジョン信号を単に分離するだけの装置（ビデオチューナーと呼ばれることもある）は、部分品として85.29項に属する。</u>	<u>部 分 品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29項に属する。</u> $\begin{array}{c} * \\ - \\ * \quad * \end{array}$ <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) 自動データ処理機械のディスプレイユニット（単独で提示するかしないかを問わない）（84.71）</u> <u>(b) ビデオの記録用又は再生用の機器</u> <u>(c) この項のテレビジョン受像機その他の機器を恒久的に装備した特殊用途車両（例えば、放送用のバン）（通常、87.05）</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(2) 工業用のテレビジョン受像機（例えば、遠く離れた計器の読取り用又は危険な場所の監視用のもの）：この機器の送信は有線により行うことが多い。</u> <u>(3) 家庭で使用されるあらゆる種類（LCD、プラズマ、陰極線管等）のテレビジョン受像機（テレビジョンセット）。これらは、ラジオ放送用受信機、ビデオカセットレコーダー、DVDプレーヤー、DVDレコーダー、衛星受信機等を自蔵するかしないかを問わない。</u> 部 分 品 <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部分品は、85.29項に属する。</u> * - * * <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) ビデオの記録用又は再生用の機器（85.21）</u> <u>(b) この項のテレビジョン受像機器その他の機器を恒久的に装備した特殊用途車両（例えば、放送用のバン）（通常、87.05）</u> <u>(c) 映画用の映写機（90.07）及び90.08項の投影機</u>	

関税率表解説改正

新	旧
85.31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報機及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）<u>液晶ディスプレイ又はテレビジョン受像機（85.28）</u>	85.31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報機及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）～（b） （省 略） （c）<u>液晶ディスプレイは、モニター（84.71）、ビデオモニター（85.28）又はテレビジョン受像機（85.28）の範囲に含まれるもの</u>
85.34 印刷回路 この類の<u>注5</u>に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッチング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トリオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクタ―又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。 （省 略）	85.34 印刷回路 この類の<u>注4</u>に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッチング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トリオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクタ―又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、<u>プラグその他の接続子及び接続箱。</u>使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） （省 略）	85.35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、<u>プラグ及び接続箱。</u>使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） （省 略）
85.36 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の<u>接続子及び接続箱。</u>使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）<u>並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子</u> （省 略） 8536.70－光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の<u>接続子</u> （省 略） この項には、通常、居住施設用又は工業用に供する電気機器で、使用電圧が1,000ボルト以下のものを含む。ただし、後述の機器で使用電圧が1,000ボルトを超えるものは、85.35項に属する。<u>この項には、また光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子も含む。</u> この項には、次の物品を含む。 （Ⅰ）～（Ⅲ） （省 略） <u>（Ⅳ）光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子</u> <u>85.36項において、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。ケーブルの付属していない光ファイバー用の接続子はこの項に分類されるが、ケーブルの付属した光ファイバー用の接続子は含まない（85.44又は90.01）。</u> （省 略）	85.36 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。） （省 略） （新 規） （省 略） この項には、通常、居住施設用又は工業用に供する電気機器で、使用電圧が1,000ボルト以下のものを含む。ただし、後述の機器で使用電圧が1,000ボルトを超えるものは、85.35項に属する。 この項には、次の物品を含む。 （Ⅰ）～（Ⅲ） （省 略） （新 規） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子 （省 略） （A）ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらは、この類の<u>注8（a）</u>において規定してある。 （省 略） （B）～（D） （省 略） （省 略）	85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子 （省 略） （A） ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらは、この類の<u>注5（A）</u>において規定してある。 （省 略） （B）～（D） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.42 集積回路 ―集積回路 8542.31―プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかないかを問わない。） 8542.32―記憶素子 8542.33―増幅器 8542.39―その他のもの 8542.90―部分品 <u>この項の物品は、この類の注 8（b）において規定されている。</u> 集積回路は、受動素子又は受動部品及び能動素子又は能動部品を高密度に組み合わせ、一つのユニットとしたものである（「受動」又は「能動」とみなされる素子又は部品に関しては、85.34項の解説の第 1 段落参照）。ただし、この項には、受動素子のみから成る電子回路を含まない。 集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（85類注 8（a）に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。 ただし、いくつかの電気回路要素から成り、多くの電気機能を有する構成部品（例えば、集積回路）は、個別の部品とはみなさない。 集積回路は、記憶素子（例えば、DRAM、SRAM、PROM、EPROM 及び EEPROM（又は E²PROM））、マイクロコントローラ、制御回路、論理回路、ゲートアレイ、インターフェース回路等を含む。 集積回路には、次の物品を含む。 （I）モノリシック集積回路 これは、半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路である。モノリシック集積回路には、デジタル式、線形（アナログ式）及びデジタルアナログ混合式のものがある。 モノリシック集積回路は、次のような状態で提示される。 （i）実装したもの。端子又は導線を有するものであり、陶磁器、金属又はプラスチックに封入してあるかないかを問わない。ケーシングの形状は、円筒形、平行六面体等である。	85.42 集積回路及び超小形組立 8542.10―集積回路を自蔵するカード（スマートカード） ―モノリシック集積回路 8542.21―ディジタル式のもの 8542.29―その他のもの 8542.60―ハイブリッド集積回路 8542.70―超小形組立 <u>この項の物品は、この類の注 5（B）において規定されている。</u> 集積回路及び超小形組立は、受動素子又は受動部品及び能動素子又は能動部品を高密度に組み合わせ、一つのユニットとしたものである（「受動」又は「能動」とみなされる素子又は部品に関しては、85.34 項の解説の第 1 段落参照）。ただし、この項には、受動素子のみから成る電子回路を含まない。 この項に属する物品（超小形電子回路）は、製造方法により集積回路及び超小形組立の二つのグループに分けられる。 （I）集積回路 集積回路には、次の物品を含む。 （1）モノリシック集積回路 これは、半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路である。モノリシック集積回路には、ディジタル式、線形（アナログ式）及びディジタルアナログ混合式のものがある。 モノリシック集積回路は、次のような状態で提示される。 （i）実装したもの：端子又は導線を有するものであり、陶磁器、金属又はプラスチックに封入してあるかないかを問わない。ケーシングの形状は、円筒形、平行六面体等である。 （ii）実装してないもの：チップのもの（普通は長方形で、通常横の長さが数ミリメートル程度のもの） （iii）小片に切っていないウエハー：チップに切っていないもの （iv）カード状のもの：一般に「スマートカード」として知られている物品で、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサ）一個を埋め込んだものである（磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。）。 しかし、このグループには、二個以上の集積回路を持つ「スマート

関税率表解説改正

新	旧
<u>(ii) 実装してないもの。チップのもの（通常、長方形で、通常横の長さが数ミリメートル程度のもの）</u> <u>(iii) 切り分けられていないウエハー。チップ状に切断していないもの</u> <u>モノリシック集積回路は、次のものを含む。</u> <u>(i) 金属酸化物半導体（モス型のもの）</u> <u>(ii) バイポーラ式による集積回路</u> <u>(iii) バイポーラ式とモス型を組み合わせた集積回路</u> <u>金属酸化物半導体（MOS）、特に相補型金属酸化物半導体（C－MOS）及びバイポーラ式はトランジスター工業において一般的な技術である。これらのトランジスターは、モノリシック集積回路の基本的な構成要素であり、集積回路に特性を与える。バイポーラ式集積回路を用いたシステムは最大論理速度を与える。他方、MOS型集積回路を用いたシステムは、各部品を高密度に配列することができ、又更に、C－MOS型集積回路は消費エネルギーが最低である。このため、これらは電力供給量に制限がある場合又は冷却に関する問題が予想される場合に使用される。バイポーラ式集積回路の速度とC－MOS型集積回路の集積密度と低電力を有するBIMCOS型においては、バイポーラ式とMOS型との間の相補関係はより明確になる。</u> <u>(II) ハイブリッド集積回路</u> <u>これは、薄膜回路又は厚膜回路を形成した絶縁基板上に作られた超小形回路である。この製造工程により、ある種の受動素子（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を同時に製造することができる。ただし、この項のハイブリッド集積回路であるためには、半導体が、チップ状であるか又は（例えば、特に設計した超小形のケーシングに）封入してあるかを問わず、表面に組み込まれて配線してなければならない。ハイブリッド集積回路には、別々に製造した受動素子を半導体の場合と同様の方法で基板の膜回路に組み込んだものを含む。通常、これらの受動素子は、チップ状のコンデンサー、抵抗器又はインダクターのような構成部分品である。</u> <u>数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の注8（b）（ii）に規定する単一の基板とみなす。</u> <u>ハイブリッド集積回路の構成部品は、実用上不可分の状態に組み合わされている。すなわち、理論的には素子のあるものを除去し又は取り変えることはできるが、それを行うには長時間かつ複雑な作業を必要として通常の製造条件のもとでは経済的には成立しないものである。</u>	<u>カード」（磁気ストリップを有するか有しないかを問わない。）を含まない（85.43）。</u> <u>デジタル式モノリシック集積回路は次のものを含む</u> <u>(i) 金属酸化物半導体（モス型のもの）</u> <u>(ii) バイポーラ式による集積回路</u> <u>(iii) バイポーラ式とモス型を合わせた集積回路</u> <u>金属酸化物半導体（MOS）、特に相補形金属酸化物半導体（C－MOS）及びバイポーラ式はトランジスタ工業において一般的な技術である。これらのトランジスタは、モノリシック集積回路の基本的な構成要素であり、集積回路に特性を与える。バイポーラ式集積回路を用いたシステムは最大論理速度を与える。他方、MOS型集積回路を用いたシステムは、各部品を高密度に配列することが出来、又更に、C－MOS型集積回路は消費エネルギーが最低である。このため、これらは電力供給量に制限がある場合又は冷却に関する問題が予想される場合に使用される。バイポーラ式集積回路の速度とC－MOS型集積回路の集積密度と低電力を有するBIMCOS型においては、バイポーラ式とMOS型との間の相補関係はより明確になる。</u> <u>このグループのデジタル式のモノリシック集積回路には、中央処理装置（マイクロプロセッサ）、記憶装置等として使用するものがある。</u> <u>含まれている回路は、記憶装置（例えば、DRAM、SRAM、PROM、EPROM及びEEPROM（又はE²PROM））、マイクロコントローラー、制御回路、論理回路、ゲートアレイ、インターフェイス回路等である。</u> <u>(2) ハイブリッド集積回路</u> <u>これは、薄膜回路又は厚膜回路を形成した絶縁基板上に作られた超小形回路である。この製造工程により、ある種の受動素子（抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を同時に製造することができる。ただし、この項のハイブリッド集積回路であるためには、半導体が、チップ状であるか又は（例えば、特に設計した超小形のケーシングに）封入してあるかを問わず、表面に組み込まれて配線してなければならない。ハイブリッド集積回路には、別々に製造した受動素子を半導体の場合と同様の方法で基板の膜回路に組み込んだものを含む。通常、これらの受動素子は、チップ状のコンデンサー、抵抗器又はインダクターのような構成部分品である。</u> <u>数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(Ⅲ) マルチチップ集積回路</u> <u>これは、2以上の相互に接続したモノリシック集積回路を、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が1以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。</u> <u>マルチチップ集積回路は、通常、次のような構成をとる。</u> <u>－ 並置して搭載された2以上のモノリシック集積回路</u> <u>－ 一方を他方の上に積み重ねた2以上のモノリシック集積回路</u> <u>－ 上記の構成の組み合わせた3以上のモノリシック集積回路</u> <u>これらのモノリシック集積回路は、組合せ又は相互接続により、一体化され、封止等によって実装されることもある。これらは、実用上不可分の状態に組み合わされている。すなわち、理論的には素子のあるものを除去し又は取り変えることはできるが、それを行うには長くかつ複雑な作業を必要として通常の製造条件のもとでは経済的でない。</u> <u>マルチチップ集積回路の絶縁基板は、誘電領域を有していることもある。これらの領域は、個別の回路素子以外の手段により受動機能を与えるため、特定の材料から構成されることや特定の形状にすることもある。この誘電領域が基板上に存在する箇所は、主としてモノリシック集積回路の相互接続の方法による。これらの基板は、最低部のチップ又はダイの上に置かれる場合、「インターポーザ」又は「スペーサ」と呼ばれることもある。</u> <u>モノリシック集積回路は、接着剤、ワイヤーボンド又はフリップチップ技術のような、様々な方法で相互に接続される。</u> <u>この項には、受動素子のみから成る膜回路を含まない（85.34）。</u> <u>この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又はその他の現象の記録用のその他の媒体を含まない（85.23項及びこの類の注4参照）。</u> * — * * — <u>ハイブリッド集積回路及びマルチチップ集積回路について上記（Ⅱ）及び（Ⅲ）に規定する結合方法（実用上不可分の状態に組み合わせること）を除くほか、この項は、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。</u> <u>（a）例えば、支持物の上に印刷回路によって形成した1以上の個別の部品を取り付けて作ったもの</u>	<u>回路基板は、この類の注5（B）（b）に規定する単一の基板とみなす。</u> <u>ハイブリッド集積回路の構成部品は、実用上不可分の状態に組み合わされている。すなわち、理論的には素子のあるものを除去し又は取り変えることはできるが、それを行うには長時間かつ複雑な作業を必要として通常の製造条件のもとでは経済的には成立しないものである。</u> <u>（Ⅱ）超小形組立</u> <u>超小形組立は、個別の能動部品又は個別の能動部品及び受動部品を組み合わせ、かつ、相互に接続したものである。</u> <u>個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子式構成部品である。それらは、単一の能動的電気機能を有する（85類の注5（A）に規定する半導体デバイス）か又は単一の受動的電気機能を有する（抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）。</u> <u>ただし、いくつかの電気回路要素から成り、多くの電気機能を有する構成部品（例えば、集積回路）は、個別の部品とはみなさない。</u> <u>超小形組立は、通常、次のようなモジュール状になっている。</u> <u>（1）モールドッドモジュール：構成部品を通常プラスチック製のブロック（例えば、立方体、平行六面体、半球等）に封入したもの</u> <u>（2）マイクロモジュール：一以上の構成部品を保持する数個の長方形（正方形を含む。）の基板を積層し、かつ、相互に接続して作ったもの</u> <u>この項には、受動素子のみから成る膜回路を含まない（85.34）。</u> <u>ハイブリッド集積回路に関する上記（Ⅰ）の（2）に規定する結合方法（実用上不可分の状態に組み合わせること）によるものを除くほか、この項には、例えば、印刷回路によって形成した支持物に一以上の個別の部品を取り付けて作ったアセンブリー及び超小形電子回路に一以上の同種若しくは異なる種類の超小形回路又は一以上の他のデバイス（例えば、ダイオード、トランスフォーマー及び抵抗器）を取り付けて作ったアセンブリーを含まない。</u> <u>これらのアセンブリーは、次によりその所属を決定する。</u> <u>（a）一つの完成した機器（完成品とみなされるものを含む。）となるアセンブリーは、当該機器が属する項に属する。</u> <u>（b）その他のアセンブリーは、機械の部分品の所属に関する一般的規定（特に16部の注2（b）及び注2（c））によりその所属を決定する。</u> <u>特に、この類注5（B）（c）に規定する個別の部品から構成されないメモリーモジュール（例えば、S I M M s（Single In-line Memory Modules）及びD I M M s（Dual In-line Memory Modules））が、この場合に相当する。こ</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>（b）電子マイクロ回路に、ダイオード、トランスフォーマー又は抵抗器のよ うな、1以上のその他のデバイスを加えたもの</u> <u>（c）集積回路の個別部品の組み合わせ又はマルチチップ集積回路を除く電子 超小型回路の組み合わせ</u> <u>これらのアセンブリーは、次によりその所属を決定する。</u> <u>（i）一つの完成した機器（完成品とみなされるものを含む。）となるアセン ブリーは、当該機器が属する項に属する。</u> <u>（ii）その他のアセンブリーは、機械の部分品の所属に関する一般的規定（特 に16部の注2（b）及び注2（c））によりその所属を決定する。</u> <u>特に、ある種のメモリーモジュール（例えば、S I M M（Single In-line Memory Modules）及びD I M M（Dual In-line Memory Modules））がこれに該 当する。これらのモジュールは、16 部注2の規定に基づきその所属を決定する （この類の総説参照）。</u> * - * <u>部 分 品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定 する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。</u>	<u>これらのモジュールは、85.42項の超小形組立又はマイクロモジュールとみなすこ とができず、16部注2の規定に基づきその所属を決定する（この類の総説参照 ）。</u> <u>部 分 品</u> <u>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定 する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する。</u>

関税率表解説改正

新	旧
85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） <u>8543.10－粒子加速器</u> (省 略) (削 除) <u>8543.70－その他の機器</u> 8543.90－部分品 (省 略) (1) ～ (9) (省 略) (10) 電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器（<u>84.86項の機器及び90.27項の電気泳動装置を除く。</u>） (11) ～ (13) (省 略) (削 除) (削 除) <u>(14) エレクトリックフェンスエナジャイザー</u> (削 除)	85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） <u>－粒子加速器</u> <u>8543.11－半導体材料にイオン注入（ドーピング）するもの</u> <u>8543.19－その他のもの</u> (省 略) <u>8543.40－エレクトリックフェンスエナジャイザー</u> <u>－その他の機器</u> <u>8543.81－プロキシミティカード及びプロキシミティタグ</u> <u>8543.89－その他のもの</u> 8543.90－部分品 (省 略) (1) ～ (9) (省 略) (10) 電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器（90.27項の電気泳動装置を除く。） (11) ～ (13) (省 略) <u>(14) プロキシミティカード又はタグ（電気式のものを含む。）：磁気ストライプを有するものもあれば有しないものもある。プロキシミティカード又はタグは、通常、印刷されたアンテナが取り付けられた一つのROM形の集積回路から成っている。当該カード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナ部に場の干渉（干渉の性質は、ROM内のコードによって決定される。）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。</u> <u>静電式プロキシミティ（ESP）カード又はタグは、通常、リーダーからの信号により作動し超小型回路に負荷電圧を発生するコイル、コイルから受け取った信号からデータを生成するコード生成器及び信号伝搬アンテナから構成される。</u> <u>(15) 半導体材料にイオン注入（ドーピング）するもの</u> <u>(16) エレクトリックフェンスエナジャイザー</u> <u>(17) 磁電管を用いた金属の物理蒸着用の機器：とりわけ、集積回路の製造に使用される。また、この項には、通常、「スマートカード」（磁気ストリップを有するか有しないかを問わない。）として知られている、チップ状の集積回路（例えば、マイクロプロセッサ）二個以上を埋め込んだカードを含む。しかしながら、集積回路一個のみから成る「スマートカード」は含まない（85.42）。。</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>(15) テレビジョン受像機、ビデオレコーダー又はその他の電気機器用の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置</u> <u>(16) エレクトロルミネセンス装置：通常、帯状、板状又はパネル状で、導体物質の2つの層の間に、エレクトロルミネセンス物質（例えば、硫化亜鉛）を置いたものが基本である。</u> <u>(17) デジタル式フライトデータ記録装置（フライトレコーダー）：耐火、耐衝撃の構造をしており、特定のフライトデータを飛行中連続して記録するための電子機器</u> <u>この項には次の物品を含まない。</u> <u>(a) 半導体又はフラットパネル材料にイオン注入（ドーピング）するもの（84.86）</u> <u>(b) 半導体ウエハー、半導体デバイス及び集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に使用する物理蒸着用の機器（84.86）</u> <u>(c) この類注4（b）に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグ及び電気式プロキシミティカード又はタグを含む。）を含む。</u> <u>（85.23）</u> （省 略）	<u>(18) テレビジョン受像機、ビデオレコーダー又はその他の電気機器用の遠隔操作のためのコードレス赤外線装置</u> <u>(19) エレクトロルミネセンス装置：通常、帯状、板状又はパネル状で、導体物質の2つの層の間に、エレクトロルミネセンス物質（例えば、硫化亜鉛）を置いたものが基本である。</u> <u>(20) デジタル式フライトデータ記録装置（フライトレコーダー）：耐火、耐衝撃の構造をしており、特定のフライトデータを飛行中連続して記録するための電子機器</u> （新 規） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
85.44 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） （省 略） ーその他の電気導体（使用電圧が<u>1,000ボルト</u>以下のものに限る。） <u>8544.42</u>ー接続子を取り付けてあるもの （省 略） （削 除） （削 除） （削 除） （省 略） この項には、85.16項の絶縁材料内に納めた電熱抵抗体（例えば、ガラス繊維製又は石綿性の芯に特殊合金の線をらせん状に巻いたもの）<u>及び85.36項の光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子</u>を含まない。	85.44 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） （省 略） ーその他の電気導体（使用電圧が<u>80ボルト</u>以下のものに限る。） <u>8544.41</u>ー接続子を取り付けてあるもの （省 略） <u>ーその他の電気導体（使用電圧が80ボルトを超え1,000ボルト以下のものに限る。）</u> <u>8544.51</u>ー接続子を取り付けてあるもの <u>8544.59</u>ーその他のもの （省 略） この項には、85.16項の絶縁材料内に納めた電熱抵抗体（例えば、ガラス繊維製又は石綿性の芯に特殊合金の線をらせん状に巻いたもの）を含まない。

関税率表解説改正

新	旧
85.48 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （A）一次電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池 この項には、一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の<u>注9</u>で定義される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。 （省 略） （B） （省 略） （省 略）	85.48 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （A）一次電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池 この項には、一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の<u>注7</u>で定義される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。 （省 略） （B） （省 略） （省 略）